

令和2年

三重県議会定例会会議録

(9月30日)
(第23号)

令和2年

三重県議会定例会会議録

第23号

○令和2年9月30日（水曜日）

議事日程（第23号）

令和2年9月30日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健児
3	番	中	瀬	信之
4	番	平	畑	武
5	番	石	垣	智矢
6	番	小	林	貴虎
7	番	山	本	佐知子
8	番	山	崎	博
9	番	中	瀬古	初美
10	番	廣		耕太郎
11	番	下	野	幸助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	野	村	保	夫
20	番	山	内	道	明
21	番	山	本	里	香
22	番	稻	森	稔	尚
23	番	濱	井	初	男
24	番	森	野	真	治
25	番	津	村		衛
26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	村	林		聡
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信

40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
43	番	中 村	進 一
44	番	津 田	健 児
45	番	中 嶋	年 規
46	番	青 木	謙 順
47	番	中 森	博 文
48	番	前 野	和 美
49	番	舘	直 人
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枘 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 利 幸
書 記 (議事課主幹)	橋 本 哲 也
書 記 (議事課主査)	岡 野 俊 之

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	稲 垣 清 文
副 知 事	廣 田 恵 子
危機管理統括監	服 部 浩

防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
環境生活部廃棄物対策局長	安 井 晃
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員長	川 端 郁 子
警 察 本 部 長	岡 素 彦
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	坂 三 雅 人

人事委員会委員
人事委員会事務局長

戸 神 範 雄
山 川 晴 久

選挙管理委員会委員

野 田 恵 子

労働委員会事務局長

中 井 宏 文

午前10時0分開議

開 議

○議長（日沖正信） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（日沖正信） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。37番 今井智広議員。

〔37番 今井智広議員登壇・拍手〕

○37番（今井智広） おはようございます。

津市選出、公明党の今井智広でございます。トップバッターで本日の一般質問をさせていただきたいと思っております。

今日は9月30日、1月30日に三重県で1人目の新型コロナウイルス陽性者が発生してから、ちょうど8か月という形になります。

これまで、延べ503人の方が感染されていると、ただ一方で、昨日は2人の方が退院されておるといふことでもありますけれども、この間、7名の方の貴い命が新型コロナウイルス感染症によって亡くなったといふことで、心から御冥福をお祈りするとともに、今、83人の方が入院中で、3名の方が重症であると、そのように発表されております。一日も早い皆様の御回復を心からお祈りさせていただきまして、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、1点目は、高齢運転者安全運転支援装置設置促進事業の現状について

てということで、質問させていただきます。

この質問に関しましては、2月定例会議で私のほうで取り上げさせていただきました。新型コロナウイルス感染症という状況も発生しておる中でございますけれども、やはり高齢者の方々の命を交通安全の面からも守るということでは、とても重要な事業であるということで、今回も改めて現状を確認したいという思いで取り上げさせていただきました。

この事業は、70歳以上の方に後づけの安全装置をつけていただく、そこに市町と県が協調して支援をしてもらうという、そういった事業でございます。

2月の質問のときに、県は、1800万円の予算をつけていただいて、この事業をスタートしておりますけれども、市町のほうの対応等も、その後スタートしていただいたと思います。

4月からはできる限り遡ってやっていただきたいことと、市町が一つでも多く参加していただきたいとそういったことをお願いさせていただいたと思います。そこで現状を聞かせてもらいたいと思います。

この事業、現在の状況として参加の市町数はどれぐらいあるのか。また、補助金の交付数が現在どれぐらいなのか。また、今後の見込みを含めて、御答弁をお願いいたします。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 高齢運転者安全運転支援装置設置促進事業の実施状況等についてお答えいたします。

高齢運転者の交通事故防止に向け、安全運転を支える対策としまして、県では、本年4月1日から市町が実施主体となる後付け安全運転支援装置普及事業への補助制度を開始したところでございます。

現在12市町が事業を実施していますが、県の補助制度開始を受けて、制度を設計した市町が多くなり、12市町のうち9市町が6月以降の事業開始となりました。

また、この市町におきましても、6市町では、より多くの高齢者に制度を御利用いただけるよう、補助対象につきましては4月1日に遡って適用して

います。

補助台数の実績、交付状況でございますが、8月末現在で計259台となっております。

実施市町に対する県の補助金の執行見込みにつきましては、今後の申請分を含めると、市町からは約1600万円程度要望されており、さらに追加要望につきましても問合せをいただいていますことから、今年度の予算額でございます1800万円を執行し、台数としましては1800台を見込んでいます。

県としましては、引き続き補助事業を実施する市町と連携しながら、1台でも多く、高齢運転者の皆さんに安全運転支援装置を設置していただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

[37番 今井智広議員登壇]

○37番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。

順調にやっていただいておりますと、そのように感じましたけれども、三重県内どこに住んでいただいても、この補助金を活用できるというのも、やっぱり目指すべき姿だと思いますので、しっかり今後も取り組んでいってもらいたいと思います。

コロナ禍の中で、車で移動する高齢者の方も増えていると思います。また、乗り合わせを、やはり密を避けるために回避して、自分で運転するという方も増えているように思いますので、こういった後づけというのは、コマーシャルでは新車を買うときのサポカー補助金というのをやってもらっていても、後づけのところはあんまり公表されていないというか、啓発されていないと思いますので、その辺りのところでしっかり市町と連携を取りながら進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

次へ入らせていただきます。

高校生の就職支援についてということで、この質問は6月定例会議で中川正美議員がしていただきました。私もとても重要なことであり、6月から

状況も変わっている、いろんな発表もあったと、そのように聞いておりますので、改めて取り上げさせていただきたいと思います。

まず、フリップを出させていただきたいと思います。（パネルを示す）これは、労働局のほうで7月の数字ということで発表していただいた数字です。ちょっと細かい、経年の状況も分かるということでこのグラフを使わせていただきます。

求人数につきましては、前年同期に比べ2199人、23%減少しております。一方、就職希望者は3887人で、昨年同期から比べると110人の減という形になっております。

求人倍率は1.81倍、前年度から0.5ポイントのマイナス。特に、下のグラフのほうでありますけれども、製造業では28.6%の求人の減少があると。また、宿泊業や飲食・サービス業、輸送業なんかも減っているという状況であります。

県では、中川議員の質問に答えていただいて、就職アドバイザーを3名増員したり、経済関係4団体等に要請したり、様々な取組を労働局、公共職業安定所と一緒に取り組んでいただいているところではありますけれども、いよいよこの10月5日、来週月曜日から応募がスタートいたします。学校の推薦も開始になります。

そして10月16日には、企業側の選考がスタートして、採用内定等が出されるという、こういった状況であります。

本当に、もう来週からスタートする状況において、教育委員会としてこれまでも様々なサポートしていただきましたけれども、若い皆様方の夢を、目標をかなえるために、しっかりと取り組んでもらいたい、その決意も込めて、今の取組をお願いしたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 高校生の就職支援につきまして御答弁申し上げます。

今年度は、高校生の就職を取り巻く状況が厳しくなると予想されますことから、求人を確保することに加え、生徒が自分に合った企業を選択できるよ

う、地域にある様々な企業の情報や仕事の内容を積極的に紹介していくことが一層重要であると考えております。

このため、年度当初に就職アドバイザーを3名増員して、計15名を就職希望者の多い高等学校に配置するとともに、各高等学校では、進路担当者と3年生の担任などを中心に、経済状況が厳しい中でも生徒の進路を実現するための支援体制を学校全体で整えました。

また、今年度は臨時休業が長期にわたったことや、夏季休業が短縮され、就職を希望する生徒の企業研究や教員との面談が難しい状況が続きました。

そこで、各高等学校では、オンラインによりまず進路ガイダンスや進路面談を実施し、夏季休業中にも必要な時間を確保し、一人ひとりの生徒への進路相談や面接指導を進め、生徒の希望や適性に応じた就職支援を行ってまいりました。

また、7月末の時点での求人数が、昨年度に比べ大きく減少している高等学校に対しては、全就職アドバイザーから収集した情報を提供し、新たな求人開拓につなげているところです。

現在、各高等学校では、生徒が応募先を決定し、例年より1か月遅くなった10月16日から始まる採用選考に向け、応募書類を作成するとともに、生徒一人ひとりに対し、面接や作文などの選考試験に向けた指導を、時間をかけて丁寧に繰り返し実施しております。

リーマンショックの際には、求人が大きく減少するとともに、就職したものの離職が多い状況がありましたことから、生徒がより企業や職種を理解した上で、就職先を選択できるようにする必要があります。

そのため、今後の採用選考で内定に至らなかった生徒が多い学校には、就職アドバイザーを集中して配置し、進路担当者と共にさらなる求人開拓を行うことに加え、生徒が企業を訪問する機会をつくり、継続して働いていくことができるよう、自らの目で確かめた上で企業を選択できる取組を進めてまいります。

県教育委員会としましても、11月に改めて地域の商工会や業界団体を訪問

し、求人要請を行います。

また、生徒が様々な企業から直接話を聞き、勤務条件や勤務内容を理解した上で、主体的に選択できる機会として、同じく11月には三重労働局による就職面接会、12月には県教育委員会が主催する合同就職相談会を開催いたします。

さらに、1月以降も、就職未内定者の状況を見極め、新たな就職相談会の開催も検討するなど、就職を希望する生徒一人ひとりの進路実現に向け、しっかり取り組んでまいります。

[37番 今井智広議員登壇]

○37番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

本当に、教育委員会、労働局等と連携をしっかりと、横の連携を取りながら、サポートしていただいているというふうに聞かせてもらいました。

いずれにしても、やっぱり高校生の卒業し、就職していただく方、それぞれの目標を持っています。

マッチングということがとても大事だと思いますので、よりきめ細かな対応を今後してもらいたいですし、やはり県内で活躍していただく人が、高校卒業生の方で就職していただく方が多いと思いますので、これはもう三重県の財産になりますので、しっかりと取り組んでいていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

時間の関係で、次へ進ませてまいります。

次に、中小企業・小規模企業への支援体制強化ということについて質問させていただきます。

コロナ禍において、様々な業種の皆様方が大変御苦労され、しかし、その中で、継続するために御努力をいただいております。雇用も守っていただいておりますし、地域のコミュニティーも守っていただいているのが、中小企業・小規模企業の皆様方だと思っております。

三重県では、三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金というのを3度にわたって行っていただきました。多くの企業に使っていただいたと思

ます。

申請企業数が2767社、採択企業数は1626社ということでありますけれども、まず聞かせてもらいたいのは、この事業は、三重県版経営向上計画を策定するということが前提になっております。その意味で、新たに、これまでもステップツー、ステップスリーの向上計画の認定を受けてもらっておった企業もありますけれども、そこも、当然応募してもらっています。一方で、新規のところもたくさん応募していただいておりますけれども、新規でどれだけの計画の申請があったのか、そこをまず、御答弁願いたいと思います。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） それでは、三重県版経営向上計画の策定件数についてお答え申し上げます。

三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金の対象者につきましては、三重県版経営向上計画の認定を既に受けている事業者か、もしくは補助金交付申請と併せて計画の認定申請を行う事業者といたしております。

4月からこれまで3回の募集におきまして、補助金は2767件の交付申請がございました。このうち、補助金申請と併せて新たに三重県版経営向上計画の認定申請がございましたのは1663件でございました。

昨年1年間の認定件数は、平成26年の制度創設以来最多の506件でございましたけれども、今年度はさらに増加し、上半期で既に昨年の3倍を超える申請状況となっております。

また、9月25日現在、申請された計画の審査を終えて、計画認定した件数は336件となっております。現在審査中の計画におきましては、商工団体や公益財団法人三重県産業支援センターと連携いたしまして、計画のブラッシュアップを行うとともに、県担当者を増員して、早期の認定に努めてまいります。

〔37番 今井智広議員登壇〕

○37番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

新規では1663件で、昨年1年間の申請数よりも3倍に増えておるとい

とであります。

本当にこれは、企業にとっては、三重県版経営向上計画をしっかりと策定して、その実行することによって伸びていっていただくということではとても重要なことだと思っております。

次の質問に入らせてもらいますけれども、3月末現在で、ステップツー、ステップスリーの数字をちょっと見せてもらいましたら、これまで1886件が認定されておったと。今回申請数1663件、全て、今後ブラッシュアップしていただいて認定されると、計画数が3500件を超えてくるという状況であることと、そして、先日、長田議員の質問に、県の関係の融資を受けていただいた企業数1万5015件とありました。1社が幾つか使ってもらっておるケースもあるので、それが企業数とはイコールではないとは思いますが、多くの企業が今回の新型コロナウイルス感染症によって、融資を受けてもらったということであると思います。

先ほど申し上げたように3500件を超える、今後認定されるであろう、その経営向上計画をしっかりと実行して、企業として伸びていってもらい、そして、地域のために御尽力をいただく。

そしてもう一つは、融資を受けていただいた企業が、一定の、それぞれの据置期間終了後、しっかりと返済していける企業に育っていく、向上していってもらわないといけないという意味においては、きめ細かな伴走型のサポートが必要であると思っております。

今も、県では昨年度も関係の指導員や支援員4名を増やしていただいたり、御尽力はいただいておりますけれども、こういうコロナ禍だからこそ、特に、さらなる支援体制の充実強化というものが必要になってくると思いますので、その辺りのところをお願いしたいと思うんですけれども、答弁をよろしくお願いいたします。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） それでは、商工団体の支援体制の強化について御答弁申し上げます。

商工会・商工会議所に求められる役割は平成26年の三重県中小企業・小規模企業振興条例の施行以降、それまでの基礎的、定型的な支援から小規模事業に寄り添ったきめ細かな支援へと大きく変化してございます。

県といたしましては、現場に出て、事業者と共に経営課題の解決に取り組む商工会・商工会議所の支援体制を充実するため、平成28年度に、経営指導員をサポートする職種として、経営支援員制度を創設し、昨年末までに99人の経営支援員の設置を支援いたしました。

さらに、昨年度は、条例の一部改正に伴いまして、防災・減災対策の支援や情報通信技術の活用支援、健康づくりに配慮した職場環境への対応などの業務も増えていることから、今年度から新たに経営指導員を4名増員し、商工団体の体制強化を支援しているところでございます。

一方で、今回の新型コロナウイルス感染症の影響は、あらゆる業種に広がり、また、期間も長期化していることから、様々な支援を求める事業者が急増しており、商工会・商工会議所の事務量が大幅に増えていることを認識してございます。

そこで、6月補正予算におきまして、商工会・商工会議所の支援の生産性を高めるとともに、デジタル技術への対応力の強化を目的とした商工団体向けDX、デジタルトランスフォーメーション対応補助事業を計上し、オンラインによる支援やセミナーを開催できるようなハードの整備と、デジタル機器を使いこなし、事業者からの相談に対応できるソフト面の体制づくりを進めておるところでございます。

商工会・商工会議所の経営指導員や経営支援員の方たちは、国や県の支援施策の情報を実際に地域の事業者へ伝えたり、経営者と一緒に計画を作成し、資金繰りの助言を行ったりなど、計画の実現に向けた伴走型の支援を行っております。

商工団体によるこうした伴走型の支援につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした環境変化を乗り越え、新たな日常に対応した経営を行い、変革しようとする中小企業・小規模企業にとりましても不可欠なも

のとなつてございます。

今後、関係者と協議を重ね、継続的に商工団体の支援体制の強化に取り組んでまいります。

[37番 今井智広議員登壇]

○37番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

本当に伴走型のきめ細かなサポートをしっかりとしていくことが大事だと思っておりますので、商工団体の方々に対して、また県に対して、中小企業・小規模企業の皆様方がどういうことを望んでいるのか、そこをしっかりと情報共有をしていただきながら、あるべき新体制の強化を図ってほしいと思います。

先ほど、高校生の就職のところ、また、今回のこの中小企業のところにも共通して言えるのは、例えば高校生の就職の状況を見ると、以前、リーマンショックがありました。リーマンショックの翌年の4月の就職、そこも下がったんですけれども、それ以降さらに下がっておるんですね。次年度が特に低い数字になっておった。

今回も、中小企業・小規模企業を取り巻く環境、今も大変ですけれども、長期にわたって影響が出てくる可能性もございます。ですので、しっかりと今やるべきことと、また今後を見据えてサポート、どういったことが必要なのか、その辺りをしっかりと捉えながら、現場の声をしっかりと捉えながら、体制の強化を図っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の質問に入らせていただきます。

最後は、施設園芸における暑さ対策ということで、通告させていただきました。

この質問に入る前に、少し紹介させていただくために、皆さんのほうにも、資料を提供させていただきました。

最終的には農業の質問をするんですけれども、そのためには、その前に、水産業のことと、林業のことも少し触れさせてもらいたいと思います。

特に視点としては、新しい取組、チャレンジということで、私が少し関わらせていただいた、そういった取組を紹介させていただきたいと思います。

まず、こちら、フリップを出させていただきます。(パネルを示す)水産業のほうで、伊勢志摩プレミアムオイスター、耳にさせていただいた方も多いと思います。

全国で初めて三重県が、水産庁のしっかりした認定を受けて、1年中、生ガキ、生食で出せるマガキを開発していただきまして、志摩の民間企業により開発していただきました。

現在、この時期でも生食用のカキを、伊勢志摩プレミアムオイスターを出荷していただいております。先ほど申し上げたように、1年中、生食用として、今、出せるのは三重県だけということになっております。

この伊勢志摩プレミアムオイスターにつきましては、今後さらに広がりが見えるんじゃないかと期待しているところでございます。

特に、民間企業がスタートしたと先ほど申し上げましたけれども、的矢地区のカキ生産者の有志の方々7世帯の方が、この伊勢志摩プレミアムオイスターの養殖に参加しようということで、的矢地区カキ生産性向上研究会というものを立ち上げていただきました。

御本人たちは、通称500会といって、今まで、的矢ガキで収入を得ておりましたけれども、この得られなかった時期に収入を得られる。この伊勢志摩プレミアムオイスターで500万円の収入を、所得を獲得しようということで、500会という通称をつけていただいております。

この研究会のほうでは8月4日に初出荷式が行われて、そこには、地元の山本教和議員、また、中嶋年規議員も参加されておまして、本当に、若い漁業者たち、カキ生産者のやる気をすごく感じさせていただきました。

三重県としてはしっかり、この三重県がトップランナーになっておりますので、ただ一方で、来年には、他県で出てくるという情報も、得ておりますので、しっかりと、また知事のほうもいろんなところでアピールをしていただければと思います。

特に関東圏で人気がありまして、出荷もどんどん伸びている状況でありますし、神楽坂のほうには、オイスターフレンチという新しい業態で、伊勢志摩プレミアムオイスターを中心にした、そういったお店も誕生して、コロナ禍でも売上げは伸ばしておるということでありますので、しっかりやっぱり三重の、この伊勢志摩プレミアムオイスターだけではなくて、様々な水産物というのは、他県の方にも喜ばれると思いますので、またこういう新しい取組等、他でもたくさんやってもらっていると思いますので、しっかりサポートしてもらいたいと思います。

二つ目が、（パネルを示す）この液体ガラスを使った、これは美杉森林セラピー基地で、昨日建ててもらった、三重県で工作物としては初めて液体ガラスを使った、そういった工作物であります。

今は、昨日建ててもらった後、ブルーシートをかぶせてありまして、来週、お披露目式をやるということですので、今行ってもらっても見れないんですけども、こちらのほうは、木の弱点を克服して、これまで以上に木を多くの場所に使うために東京の企業が開発された、そういったものでございます。

こちらに関しましては、今、県議会で取り組んでおります三重県産材利用促進に関する条例検討会のグループ別の県内調査で、中瀬議員、また、山本佐知子議員、山本里香議員と一緒に、私も見させていただきました。その開発した社長も東京から駆けつけていただいて、本当に熱く、この必要性を感じられておりました。

先ほど申し上げたように、木の弱点をしっかり克服していくことが、木材利用促進につながるという新しいこの技術が、津市内の民間企業で設置され、もう一か所、松阪飯南森林組合にもこの技術が導入されるというふうに聞いておりますので、こういったところもしっかり伸ばしていくことが大事なかと、そんなように思っておりますので、最後の、農の質問も時間がなくて、入らせてもらいます。

こちらの写真を御覧ください。（パネルを示す）これは、農業用ハウスで

トマトの苗、これから植える苗の写真を昨日撮って来させてもらいました。

県では防災・減災対策として、台風などからハウスを守るための補強であるとか、そういった取組は昨年度からしていただいております。

一方で、暑さ対策については、今、新型コロナウイルス感染症対策の中で、そういった暑さ対策を一部使ってもらえるような、そういった制度もあると伺っておりますけれども、やはり暑さというのも、今年は特に暑くて、苗を夏に、この農業用ハウスの生産者も植えたんですけど、全滅して育たなかったということがありましたので、今の環境を考えると、しっかりと暑さ対策というものに着目して、継続した支援が必要である。また、新しい支援が必要であると思いますので、その点について農林水産部長に、それを行っていただきたいという質問をさせていただきます。よろしくをお願いします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、施設園芸におきます暑さ対策への県の支援ということで御答弁させていただきます。

ビニールハウスや温室などによる施設栽培は、露地栽培よりも作物が早く成長し、早期に収穫ができるほか、天候に左右されず計画的に作業ができることから、収入の向上や安定を図る上で効果的である一方で、新規就農者などでは、施設内の温度や湿度の管理が難しい栽培方法でございます。

特に、最近では気温が35度を超える猛暑日が増える傾向にございまして、施設内がこれまでよりも高温になりやすいことから、作物において葉焼けやしおれのほか、形や色づきがよくない果実の発生などの被害が出るのが懸念されています。

このため、県では、農業改良普及センターが中心となりまして、夏場の暑さ対策として、必要な栽培技術の励行とともに、高温にならないよう、施設内の環境整備を農業者に働きかけておるところでございます。

具体的に、例えばトマトの栽培では、天窓などの開放によるハウス内の十分な換気、あるいは遮光用のカーテンやペンキを活用した太陽光の軽減、さらには暑い時期を避けて栽培しやすい時期への作期の変更などに取り組める

よう、情報提供や助言・指導などに取り組んでおるところでございます。

今後も引き続き、本県施設園芸の代表的な品目でありますトマトやイチゴの経営体などを中心に、夏場の暑さ対策の励行を図るとともに、新規の就農者などでも適切にこうした対策を実施できるよう、新たに暑さ対策の栽培技術マニュアルを策定いたしまして、その普及に取り組んでまいります。

〔37番 今井智広議員登壇〕

○37番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

しっかりとこの暑さというものを捉えて、先ほど、トマトやイチゴと言ってもらいましたが、花卉なんかも、花とかね、そういったことも、とても重要であると思いますので、特に、家族経営でやっていただいている、そういった皆さんにきめ細かに対応していってほしいと思います。

そして、1年中、伊勢志摩プレミアムオイスターでも言いましたけれども、生産者が所得を得られるような、そういった体制をしっかりと取ってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 22番 稲森稔尚議員。

〔22番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○22番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。そんな疲れていないですかね、まだ始まったばかりです。10時30分です。

伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。どうぞよろしく願いいたします。

まず、建設事業者等への不当要求の根絶についてお伺いします。

本題に入っていく前に、1点だけ、県土整備部理事に、端的に確認をまずさせていただきたいと思いますが、理事の長年の行政経験の中で、漁協と建設業者との協力金の存在が常態化されているというふうに言われているかと思うんですが、長い経験の中で1度でも見聞きをしたことはありますか。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（真弓明光） 協力金の存在自体は、聞いておりますけれど

も、具体的なところは承知しておりません。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） それでは、伺います。

桑員河川漁業協同組合の組合長が6月23日桑名市内の宅地開発工事をめぐり、施工主の不動産会社から現金200万円を脅し取ろうとした恐喝未遂などの疑いで逮捕され、7月には県発注の下水道工事を受注した四日市市の建設会社から、協力金と立会い料の名目で約50万円を脅し取ったとして恐喝の疑いで再逮捕されるという事件が起きました。

桑員漁協の事件で被害を受けた建設会社は、三重県警の調べに対して、発注者である県から漁協に挨拶、説明に行くよう指示され、恐喝にあったと話しているということです。

私は、この事件を受けて県内幾つかの建設業者の方からお話を伺ってきました。落札価格の0.5%を漁協に支払うこと、県の担当者から漁協に挨拶に行くよう指示を受けたこと、こんな声が寄せられ、工事や今後の入札に影響があると困るからと、先日も現金を持って行ったというお話も伺ってきました。

県は、長年見て見ぬふりをしている、こんなことはなくしてほしい、こんな現場からの声が上がっています。

私は、この問題については2015年6月定例会議の関連質問で、協力金の実態について質問しています。

私は当時の県土整備部長に繰り返し、長年の行政経験の中で一切見聞きしたことはないかとまで確認しましたが、承知していないと答弁しているということが議事録に残されていますが、今回、理事から、考え方が変わったということで、少し安心はしているんですけども、これは明らかに虚偽答弁ではなかったのでしょうか。

県が、まさに見て見ぬふりを続け、臭い物に蓋をして、先送りを続けてきたことが、今回のような事件を生み出したというふうに思わざるを得ません。

そこで伺いますが、今回の桑員河川漁協組合長による恐喝事件等について

県としてどのように受け止めているのか、伺います。

公共工事とは、民間に丸投げをするというものではありません。税金を原資にして、県民の安心・安全に応えることを目的とする事業である以上、発注者である県自らがその責任を自覚し、円滑に事業が実施されるよう、対応に当たることは当然だと考えますが、見解をお伺いいたします。

ここからは5年前と同じ質問をします。

建設事業者等が内水面漁協から金品を要求されていることが常態化しているという声を聞きますが、実態調査を行うべきです。いかがでしょうか。

また、2013年に和歌山県有田川漁協組合長による同様の恐喝事件を受け、和歌山県が再発防止のために行ったように、内水面漁協はいかなる名目であっても金品を要求してはならないこと、建設事業者に対してはその要求に応じてはならないことを、速やかに徹底させるべきと考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（真弓明光） 桑員河川漁協組合長による事件を踏まえた県の対応についてお答えさせていただきます。

県発注の公共工事をめぐり、今般、桑員河川漁協の組合長が恐喝容疑で逮捕されたことは、発注者として重く受け止めております。

今後このような不当要求が発生しないように、発注者としてもしっかりと取り組む必要があると考えております。

今後の取組を検討するに当たりましては、工事の受注者である建設業の皆さんの真に困っている声を聞くなど、実態の把握に努めていきたいと考えております。

内水面漁協に係る協力金につきましては、基本的に民民間の話でございしますが、種苗放流や漁場保全などの漁業振興を目的としたものであるとされております。

不当要求防止への取組については、警察の捜査の状況等も踏まえながら、段階的に検討しておるところでございます。

今回の事件では、受注者が発注者の県から、内水面漁協へ工事説明に行くよう指示されて恐喝に遭ったとの話もありますが、これは県民の誤解を招くことが懸念されます。このため、発注者として、内水面漁協への工事説明の際の発注者と受注者の在り方や、不当要求が発生した場合の体制の在り方について、現在検討を進めておるところでございます。

この発注者としての対応につきましては、早期に取りまとめ、防災県土整備企業常任委員会において案をお示しして、委員の皆様にご議論いただいた上で、速やかに対策を講じてまいります。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 御答弁いただきました。

ここに、A3の紙を持ってきました。（現物を示す）これ、県土整備部にも内容は、お伝えしてあるんですけども、これは、ある建設会社から一部黒塗りすることを条件にして内部の文書の画像をいただいてきました。これは建設業者側が内水面漁協に対して協力金の支払いに理解を示し、同意をするという内容になっています。

しかしながら、この文書は建設業者が漁協に挨拶に行くときサインすることが求められるそうです。ここに、工事の名前を書く欄があります。そして一番下には、ここ、今黒塗りにしてあるんですけど、原本は手書きで、請負額（消費税を除く）の1000分の5でお願いしますというふうなことが手書きされているんです。

今、協力金については、任意性があればありなんだみたいなことをおっしゃいますけれども、このような任意性を装って、まさにこの県民の税金を基にする公共工事とその請負額とを連動させた、こういう協力金の在り方について見て見ぬふりをしていくというのは不適切だというふうに思いますけれども、こういう実態については、どう具体的に考えていますか。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（真弓明光） 先ほどお示しいただきました文書については、把握しておりませんが、やはり、内水面漁協を所管する農林水産部と

も連携して、不当要求を根絶する取組については検討してきたいというふう
に考えております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 理事、もう一度伺います。（現物を示す）

任意性があるなら、協力金もあり得るといようなお話がありましたけれども、公共工事とこれ、具体的に連動している、請負金額とも連動している。これは極めて、このケースというのは不適切ではないですか。このことをどう思いますか。そして、どう具体的に改めていきますか。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（真弓明光） そもそも協力金の在り方の話になると思いますけれども、その辺りは、内水面漁協を所管する農林水産部ともしっかりと連携して、検討してきたいというふうに考えております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 農林水産部長はどう考えますか。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 内水面漁協の協力金でございますけれども、こちらにつきましては、事件の報道のとおりで、内水面漁協の協力金に対する社会的批判が高まっているというふうに認識しております。

現在、内水面漁協の上部団体である内水面漁業協同組合連合会としても、業界としてのコンプライアンスが問われているとの認識を持っていただいております。ということで、内水面業界として、そのコンプライアンスの向上に向け、協力金の在り方について検討を始めていただいております。聞いております。

県としましても、業界のこの自主的な取組に対してできる限りの協力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） もう1点、違う話題に行きます。

次に、県が内水面漁協に対して報償費、つまりお金を払って工事の立会い

を求めているというケースが、特定の地域に限って残されているということです。まず、年度ごとの件数、金額の実績を示してください。

そして、その上で、報償費まで支払う必要性、妥当性を丁寧に説明をしてください。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** まず、報償費の実績についてお答えさせていただきます。

令和元年度の県土整備部における現地立会い時の報償費の支払いの実績につきましては、伊賀建設事務所において、対象工事38工事で、支給基準として1人当たり半日当分の4800円として算出し、総額は81万8600円となっております。

この報償費の必要性でございますが、平成9年度に河川法において、河川環境の保全が河川管理者の責務として位置づけられ、県では河川内の工事等を行う際には、魚の生育環境を保全し、濁水等による影響を少なくするため、地域に合った適正な仮設工法等を採用し、実施しております。

特に、伊賀地域におきましては、平成8年度に当時の上野市議会から環境の保全と内水面漁協の共存できる対策を求める請願が三重県議会に提出されたことや、ゆめぼりす伊賀の造成をめぐり、周辺の河川が濁って漁業に影響が出ているとして、伊賀川漁協から市と地域振興整備公団に対し、県公害審査会に公害調停を申請するなど、過去から河川環境の保全と内水面漁協の共存できる対策が望まれてきたところでございます。

このような経緯を踏まえまして、伊賀地域では、工事に際して地域の魚類の生育環境に精通した内水面漁協に現地立会いを要請し、地域に合った仮設工法等を確実に実施するため、組合員から助言をいただいております。

現地立会いについては、工事の進捗に合わせて、県から立会いを要請していることから、用地測量の境界立会い時と同様に、測量等の立会人に対する報償金の支給に関する事務取扱要領を準用し、報償費を支払っております。

これまで、地域に合った適正な仮設工法等を確実に実施するため、内水面

漁協に県から立会いを要請してきております。

今後の取扱いについては、これまで河川環境の保全に係る一定のノウハウも積み上げられてきたとも考えられることから、立会いの在り方についても関係者の意見を聞きながら検討してまいります。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） はっきりしない答弁をいただきました。

なぜ伊賀だけが必要なんですか。なぜ北勢、中勢、南勢、東紀州や伊勢志摩で必要ないものが、その地域だけ必要なのかというのをまず説明していただきたいというふうに思いますし、上野市議会が請願を県議会上げたって言っていますけれども、伊賀市がもう5年前にこの報償費の支払いを、今の市長の指示で撤廃したというふうに聞いています。見直しの必要性というのは具体的にどういうふうに考えていますか。見直すべきと思うんですけど。撤廃するべきじゃないですか。根拠が失われていると思いますよ、もう。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（真弓明光） 伊賀市が立会い費の支払いをやめた理由は、承知しておりませんが、県としては、地域の魚類の生育環境に精通した内水面漁協に現地における立会いを要請し、組合員から仮設工法などについて現地で直接助言をいただく必要があるとの考え方から、引き続き立会いを要請したところでございます。県から立会いを要請していることから立会い費として報償費を支払っております。

この長年続いてきた慣習でございますが。

〔「慣習って」と呼ぶ者あり〕

○県土整備部理事（真弓明光） いきなり廃止ということではなくて、今後の在り方について、関係者と十分意見交換をしながら、検討していきたいというふうに考えております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 慣習で税金を払わないでください。いいんですか、それで。慣習で県民の予算をそうやって払うのはおかしくないですか。いかがで

すか。

○議長（日沖正信） 答弁を求めるんですね。

○22番（稲森稔尚） はい。慣習って何ですか。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（真弓明光） 慣習というのではなくて、長年取り組んできたということでございます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 最後に、知事に伺いたいですけれども、この問題について、特に建設業界の若い方から、こういう慣習は見直してほしい、業界の風通しをよくして、この業界が将来にわたって若い人も携わって継続していけるように改めていかなければいけないんだというふうな、本当に切実な声を聞いてきました。いろんな現場の声も直接聞かせていただきました。

知事の判断で、見直すところをしっかりと見直していく方向性をやっぱり示してほしいというふうに思います。今の、本当に歴史のしがらみにまみれたような、そんな答弁を聞いて非常がっかりしました。

これからの将来のために、どういうふうに改めていくかという決意を、知事からお聞かせいただきたいというふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 稲森議員から何度もありましたとおり、元をただせば税金だということなんですね。ですので、今回の逮捕、再逮捕、そして、こういう議論がなされ、まさに今、稲森議員が現場の皆さんの声をお伝えいただいたこと、大変重く受け止めています。

現在、捜査が進展していますので、捜査の結果が出てきて、事実関係が固まってきたら、より厳格に対策をしっかりと取っていきたいと思いますけれども、まず、その前までは、とにかく今、発注者としてできること、今度常任委員会でお示しさせていただきたいと思います。

いずれにしても、税金の説明責任を果たせる、そして業界の皆さんが透明にしっかりと仕事ができる、そういう環境をつくっていくように、全力で頑

張っていきたいと思います。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） ありがとうございます。

理事にもいろいろきついことを申し上げましたけれども、5年前の当時の部長の答弁よりは、正直にお答えいただけたというふうに思っていますので、本当に県民の安心・安全と、そこで働いている人の未来のために、しっかりした見直しを速やかにやっていただきたいというふうに期待しておきます。

それでは、次に行きたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者支援について質問します。

新型コロナウイルス感染症の影響によって、休業や失業で収入が減少した世帯に、社会福祉協議会が実施主体となり、緊急小口資金の貸付け、総合支援資金の特例貸付けが実施されています。（パネルを示す）

こちらなんですけれども、8月末の実績なんですけれども、二つの資金で9000件を超え、前の年に比べて70倍となっている、大きく増えているというふうにお聞きしています。

この事業は、単にお金を貸すということではなく、自立相談支援機関とつながり、本人に寄り添った継続的な支援こそが重要です。

市町の自立相談支援機関の皆さんからは、現在の体制での対応の負担感や不安の声、就労支援を進める上でも働く場所がないという声をお聞きしてきました。

また、派遣労働者が6か月の契約期間を3か月、1か月と短縮され、外国人労働者を中心に、派遣切りが大幅に増えたという声も聞かれます。

県の生活困窮者支援や雇用対策における視点として心配しているのが、生活福祉資金の貸付状況をはじめ、各部局間でそれぞれの県民生活に関わる情報を共有できているのかどうか、そして県民の雇用や暮らしぶりに対して共通したイメージを共有できているのかという点です。

まず、生活福祉資金の貸付状況をどのように分析して支援に取り組んでい

るのか、子ども・福祉部長の見解をお尋ねします。

あわせて、雇用経済部ですけれども、雇用という看板を掲げていますが、一人ひとりの雇用、仕事を失った人に焦点が当てられているでしょうか。雇用経済部の立場から、県民のSOSの一つである生活福祉資金の貸付けの急増をどのように受け止めているのか、雇用経済部の取組も含めて伺いたいと思います。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 生活福祉資金貸付制度利用者の状況と、自立に向けた支援についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金特例貸付制度は、世帯の収入減少があった場合、まず緊急小口資金の貸付け、さらに収入減少がなお続き、失業等となり生活に困窮し、日常生活の維持が困難になった場合には、総合支援資金による貸付けを行っております。

今般の特例貸付における動向を県社会福祉協議会が調査した結果によると、現在の申請状況は、8月末までで、総合支援資金の申請件数が約1800件、これはリーマンショックの影響があった平成21年度の約4倍に増加しております。

その属性でございますが、まず、総合支援資金を合わせた件数のうち約3割が外国人世帯への貸付けとなっておりますが、外国人世帯からの申請は特に6月以降に増え始め、8月の1か月間に貸付けをした件数の中で約6割を占めております。

次に、世帯数に占める申請割合を地域別に見てみると、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市において高くなっており、そのうち外国人世帯が高いのが鈴鹿市、亀山市、松阪市、伊賀市などとなっております。

また、総合支援資金については3か月を単位として貸付決定を行っておりますが、期間の経過後もなお日常生活の維持が困難な場合は、一度に限り延長ができるんですが、この延長を申請した割合は、現在では全体の15%となっておりますが、受付期間が12月まで延長されたことに伴い、今後増加す

ることも想定しております。

この総合支援資金の延長申請を行う際には、自立相談支援機関の継続的な支援を受けることが要件となっていることから、相談件数の急増に対応するため、自立相談支援機関の体制強化が求められております。

このため、相談員や事務員の増員を行うほか、相談に来られた外国人に的確に対応するための通訳、タブレット端末、ビデオ通訳などを準備し、増加する相談に対応しております。

さらに、生活困窮の状況が続く方に対しては、一人ひとりの状況に寄り添う必要があることから、生活相談、ハローワーク等と連携した就労等に向けた継続的な支援なども行っております。

今後も、申請状況の動向を把握するとともに、例えば県内部では、部局横断的に生活支援、就労支援の取組を、情報を共有して進めるとともに、地域においては貸付けを受けた世帯が今後も地域の中で安定した日常生活が続けられるよう、重層的な支援体制の充実を図ってまいります。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） それでは、雇用情勢の現状認識と就職支援の取組についてお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は雇用面に大きな影響を与えており、9月25日時点での厚生労働省の集計結果では、企業が解雇等を行う見込みの労働者数は全国で6万923人、県内で506人に上っております。

そのうち、非正規雇用労働者数は全国で2万9632人と約半数を占めることから、県内でも250名を超える非正規雇用労働者が解雇されることが見込まれております。

有期契約労働者や短時間労働者などの非正規雇用労働者は、企業の業績悪化によりまして、雇用調整の対象になりやすいことを踏まえまして、県では従業員を離職させないためにも、企業への支援が重要と認識しておるところでございます。

一方、労働者への支援といたしましては、県では、労働者が安心して働き

続けることができるよう、三重県労働相談室におきまして、専任相談員や弁護士による労働相談を実施しておるところでございます。複雑化する様々な相談に対して助言を行うとともに、外国人労働者からの相談にも対応できるよう、ポルトガル語やスペイン語による複数言語での相談も実施しておるところでございます。

また、離職を余儀なくされた方に対しましては、早期の再就職を支援するため、津高等技術学校におきまして、ものづくりに必要な技術や知識を6か月間で学ぶ訓練や、民間教育訓練機関と連携をした委託訓練を原則無料で実施するとともに、経済状況にかかわらずキャリアアップの機会を確保できるよう、委託訓練コースの一部には、生活困窮者向けの優先枠も設けておるところでございます。

このほか、残念ながら失業された方への支援といたしましては、当面の雇用の受皿を確保する緊急雇用創出事業の実施が有効であると考えてございまして、リーマンショック時を上回る規模で速やかに創設するよう、国に対して要望しておるところでございます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見込めないことから、雇用情勢はより厳しくなることが懸念されております。

引き続き、関係部局の様々な関連データを活用するとともに、労働相談室に寄せられた声など、現場の声をしっかりと聞きすることで、雇用情勢を的確に捉え、関係機関と連携して必要な対策を迅速に講じてまいりたいと考えてございます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 子ども・福祉部と雇用経済部が連携して、もっと働いている人、仕事を失った人に光を当ててほしいと思います。

最後に、一言、要望に終わるかもしれませんが、前財政課長、富永さんです。（パネルを示す）みんなつく予算のために、県庁で待っているんじゃなく、外へ出て発信して、投票箱を首から下げて奔走している姿ですが、こんな方が霞が関から来た、非常にすごいなと思いました。僕と同年なんです。

そんなのはいいとして、戦略企画部でつくっていただきましたSDGs推進窓口、これでは、どういう窓口かも分かりません。申込みフォームもありません。待っていてはいけませんので、もっと外へ出て発信していく、そして内部からも課題をもっと抽出していくように、そういう取組を期待して、一般質問を終えさせていただきたいと思います。今日はありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。9番 中瀬古初美議員。

〔9番 中瀬古初美議員登壇・拍手〕

○9番（中瀬古初美） それでは、松阪市選出、新政みえの中瀬古初美でございます。今日も松阪木綿で登壇させていただきました。よろしくお願いいたします。

今日9月30日、9月の最終日になりますが、9月は10日から16日までが自殺予防週間と位置づけをされています。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、私たちは考えていかなければなりません。このテーマにつきましては、過去にも触れさせていただいたことがあります。

本題に入る前に、少しお話をさせていただきたいと思います。

最近も有名な芸能人の自殺の報道で衝撃を与えているところでございますが、これは本当に大きな社会問題となっていると思っています。

自殺について、1998年に、日本では、3万人を上回るという数字が出ました。そして、それから2011年まで3万人を超えていましたけれども、その翌年からは減少しております。ただ、そんな中で注目をしないといけないのは、子ども、若者、10代、20代の推移、増加をしている状況です。

昨年9月16日、生きづらさを抱える当事者の方や、そして経験者、多くの仲間たちと共に、松阪市出身のドラムのメンバーがいるスロウハイツと太陽という名古屋を中心に活動するロックバンドとライブ、それからトーク、ダンスの3部構成のイベントを企画いたしました。当時、鈴木知事にも御挨拶をさせていただいております。

生きづらさを抱える人たちに、そして、自殺を防止するための啓発イベントで、生きるとは何か、そういうものがテーマでした。

それから、思いもよらぬ新型コロナウイルス感染症拡大による事態となって、私たちの生活は大きく変わって、国民の生活に前代未聞の計り知れない影響をもたらしました。

厚生労働省による自殺の詳細累計結果からは、今年3月から6月までは減少しているんですけども、7月には前年を上回り、8月には、前年の同月よりも何と246人も増える事態となっています。10代は2.1倍、そして、20代は1.4倍の増です。数は少ないものの、子どもや若者の危機が大きいことは見逃すべきではありません。

これ以上詳しくは述べませんが、今後また注視して、引き続き取り組んでいく課題であると、そのように思っております。

今回、ひきこもりの状態にある人など、生きづらさを抱えている人が社会の中で孤立することなく、安心して生活できるような社会を目指して、また、その支援体制について質問させていただきます。前述したことは、関連がないわけではありません。

ひきこもりとは、厚生労働省が示すガイドラインにおいて、様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念とされています。

内閣府が2016年に実施した生活状況に関する調査では、広義のひきこもりの群に該当する15歳から39歳まで、子ども・若者は54万1000人、そして、2019年に内閣府が、40歳から64歳の中高年を対象にしたひきこもりの状態にある人は61万3000人、全国でこのような数字で、合計で115万4000人というふうに言われています。

これは推計値ですので、実際はもっと多いであろうとそれぞれの県、研究者は言うておりますし、特に、ひきこもりの子ども・若者の課題というのは、社会の問題、社会の課題においても大きいというふうに考えています。

ひきこもりの状態にある人たちは、ふだん、目に見えない存在でありますから、様々な誤解や偏見にさらされているもの事実です。世間との接点を持たないがゆえに、世間に分かってもらえない。でも、世間の正しい理解が進まないと、正しい支援はできません。当事者である本人や、家族の皆さんが苦しむ家庭の中だけの問題ではなく、社会全体で受け止める支援が必要だと感じております。

社会問題になった例としては、大きく事件は報道されますけれども、その報道の量が増えれば、確かに関心は高まります。でも、やっぱりひきこもりに対する誤解とか偏見が広がりやすくなってしまうということがあります。

我々は、社会全体でやはり支えていく問題として、そういう意識を持って、昨年の医療保健子ども福祉常任委員会のメンバー有志、津田健児会長はじめ、メンバーでひきこもりの支援を考えるミートの会、これ、会長からもうミートの会の説明はありましたので省きますけれども、会派を超えて、様々なところで私たちは視察調査をしてきました。

直近では、ひきこもりの把握や相談支援の実施、支援拠点の整備をされている岡山県の総社市にも聞き取り調査に行ってきました。予定にはなかった片山市長が当日お迎えをしてくださって、やはりその熱い思いと、それから

取組も聞かせていただきました。

先日、青木議員も言われましたけれども、メンバーの皆さんと、それぞれに思いを持って、リレー質問をしていく。私は、杉本議員、中村議員に今後バトンタッチをしていくということになります。

まず、私の視点としては、子ども・若者というくくりと、それから中高年というくりに分けて考えました。もちろん、どちらも総じて考える問題なんですけれども、まずは子ども・若者に目を向けると、就学時代の不登校の対策とか支援というのは、一つのひきこもりを考える視点につながるのではないだろうかというものです。

不登校に係る課題は、重要な教育課題でもあり、不登校児童・生徒の早期に、そして継続していく対応というのが必要と考えます。

(パネルを示す) こちらを御覧ください。内閣府の子ども・若者の意識に関する調査における不登校経験の有無とひきこもりの関係を調査したものです。

不登校経験のある者48.2%のほう、ない者5.8%に比べて、明らかにひきこもりの経験が高かったというものです。不登校になると、ひきこもりを経験する者が多くなると考えられるというふうに述べられております。

不登校の児童・生徒を、将来、ひきこもりの状態にしないためには、在学中から福祉機関や社会とつなぐ役割に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる支援が必要で有効と、そのように考えられますが、どの機関にもつながっていない子がどれくらいいるのか。それから、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置や内容等も含め、つなぐ取組というのが大事だと考えますが、まず、その所見についてお伺いさせていただきます。

[木平芳定教育長登壇]

○教育長(木平芳定) 不登校対策によりますひきこもりの未然防止の質問について御答弁申し上げます。

不登校の児童・生徒が年々増える中で、本年4月からスタートいたしました

た三重県教育ビジョンでは、不登校支援の目指す姿を、不登校の子どもたちの意思が尊重され、将来の社会的自立に向けて個々の状況に応じた支援体制が整っており、一人ひとりが社会性や自立心を育みながら、互いに尊重し合う態度を身につけ、安心して学んでいる、としております。

主な取組の柱として、多様で適切な支援の促進、学校内外の教育相談・支援体制の充実などを挙げており、様々な背景や状況にある児童・生徒に福祉的支援や、学校だけでなく学校以外の場でも社会や人との関わりを持てるようにしていくことが重要と考えております。

まず、福祉的な支援については、担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどが児童・生徒や保護者を支援する中で、福祉機関などとの連携が必要な場合には、学校にスクールソーシャルワーカーを派遣いたします。

令和元年度には、スクールソーシャルワーカーが支援した児童・生徒は641人で、そのうち不登校に関わるものは106人でした。児童・生徒や家庭の状況に応じ、市町の生活保護担当課や児童福祉担当課など関係機関による支援につなげるとともに、学校でもこれら関係機関から助言を得て、その後の支援に生かしています。

不登校児童・生徒の状況を見ますと、平成30年度に、90日以上欠席し、教員以外にどの相談機関ともつながっていない児童・生徒が、不登校全体の14.4%います。

こうした児童・生徒への新たな支援として、今年度から、児童・生徒の家庭を訪問する訪問型支援を始めたところです。

具体的には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、県が委嘱している大学教授や教員OB等のアドバイザーが学校や市町教育委員会と連携しながら、30名程度を対象に家庭を訪問して支援を行います。

児童・生徒の状況や希望する支援内容の把握、心理や福祉などの専門的な相談、不登校支援に関する情報の提供や関係機関の紹介などを行い、児童・生徒が必要な支援を受けて、社会とのつながりを持てるようにしていくことを目指しております。

今後も引き続き、スクールソーシャルワーカーによる支援や訪問型支援などを通じて、様々な状況にある児童・生徒の社会的な自立に向けて支援してまいります。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） 今年度から訪問型支援に取り組んでいらっしゃるということ、それから、どこともつながっていない子が14.4%あるというその数字を聞かせていただきました。

まさしく、本当にどこともつながっていない、そういう児童・生徒、すくい上げるといところが非常に大事だと思います。社会とつながっていない本人も、そして家族も、しっかりとしたその支援をしていかないといけないというふうに思います。

不登校については、本当に取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得ることだというふうに考えられます。不登校の状態、それからひきこもりの状態があってはならないというふうに否定するものではありません。ひきこもりたいとき、学校に行きたくないとき、そういうときもあるというふうに思います。

ただ、その状況が継続して、結果として、十分な支援が受けられない状況に陥らないように、社会、それから福祉につながっていけるように、子どもの社会的自立に向けた支援とおっしゃいましたけれども、スクールソーシャルワーカー、そしてスクールカウンセラーの役割は大きいと考えられます。

ある高校では、スクールソーシャルワーカーが必要と言いながら、今年度初めて要請したというようなお話を、実際、高校に聞かれた方があり、その話も聞かせていただきました。ということは、まだまだそれが実際に周知をされていない、現場の先生方がそこまで御存じないというふうにも考えられます。

現場でもっとスクールソーシャルワーカー、それから訪問型というところにおいて、役割とか重要性という効果が、実は伝わっていないんじゃないかというふうに考えられるんですけれども、そういう意味から、ぜひ周

知を要望したいと思いますが、十分その数は、それで今のニーズに答えられているというふうに考えられますでしょうか。お答えください。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） スクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラーといった専門人材は、不安や悩みを抱えている子どもたちの心のケアでありますとか、それから、福祉や医療などの関係機関との連携など、子どもたちが安心して学べる環境のために大変大切な役割を担っていただいているというふうに認識しております。

今年度は、スクールソーシャルワーカーは1名増員して13名体制で、高校、それから中学校を巡回して、要請にも応じながら相談支援に当たっております。

スクールカウンセラーは、全ての中学校区と高校に一定の時間数を配置しておりますとともに、今年度は、新型コロナウイルス感染症対策ということも踏まえて、緊急対応のためのカウンセラーも確保して、現場の要請に応えられるように対応させていただいているところです。

一方で、活用については、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーをうまく活用していただいた事例とかを紹介させていただきながら、効果的な支援というのに努めさせていただいているところです。

今後も、子どもたちが本当に安心して学べるように、その活用とか配置の工夫も含めて、いろいろ要望を聞いておりますので、検討を進めていきたいというふうに思っております。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） いろんなお声を聞いていらっしゃるということ、それから、今後も要望していきたいというようなところですので、今の数ではまだまだ足りないという認識を持っていらっしゃるというふうに理解しましたが、それでよろしいですか。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 先ほども申し上げましたけれども、スクールカウンセ

ラー、スクールソーシャルワーカーの活用事例、どんどん増えておりますし、子どもたちの状況も変わっておりますので、やっぱりいろんな状況に応じて、さらに配置も工夫しながら、数についても、またこれからも現場のニーズも聞きながら、検討する状況にあるというふうに思っております。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） ぜひ本当に子どもたちの未来のことです。現場の声をしっかり聞いていただいて、そして、やはりスクールソーシャルワーカーの活用といいますか、しっかりとそういうところに取り組んでいただきたいというふうに思います。

ひきこもりの当事者の方の声をちょっと御紹介させてください。

本人として、いじめが原因で不登校になったけど、フリースクールで救われた。自分が大学生でいられるのはフリースクールのおかげだ。それから、家庭以外に居場所があってよかった。相談する、受け止めてくれる人に出会えてよかった。ひきこもっている状態からどう脱出すればいいか、ずっと分からない。そういうような、聞き取りをさせていただいた中で、何人かの方々に聞かせていただきました。

また、別の方ではありますけれども、保護者の方で、中学校でいじめがきっかけで24年間ひきこもり、母親は、自分ももっとしっかりと向き合うべきだったと言われた方がありました。でも、いろんなところに相談したけれども、やはりやり尽くした、15年間ほどもやり尽くした。対面でも相談したけれども、それで終わり。その後どうですかという連絡もないので、待っているところもあるんですよとおっしゃった方もありました。

家族も大変だけど本人が一番大変だと思うと。人としての、若い子としての経験をしていない。外に出て日光に当たって、買物して、桜を見て、きれいな、そんなふうにする、それができなくなってしまった。それは本人が一番つらいんじゃないかというお母さんの声。

それから、高校生から9年間のひきこもりの状態で、きっと誰か助けてって本人は思っていると思う。学校の先生が来てくれたこともあったけど、子

どもの反応がないと先生に対して悪いというふうな遠慮で思ってしまう。誰か週に1度でも訪ねてくれたらうれしいな。私は死んでも死に切れない。そういうようなことも話してくださった方があって紹介し切れません。

フリースクールで救われたとか、民間団体の居場所、私たちが多気町の荒蒔のコミュニティハウスに行かせていただきました。民間の力は大きいです。そのように取り組んでいただいている民間への支援、そして行政の取組が、人材育成に力を入れていただきたく、ぜひスクールソーシャルワーカーの件も含め、要望したいというふうに思います。

次に、中高年のひきこもりの状態にある人は、子ども・若者の数を大きく上回っています。そんな中、深刻なのが8050、いわゆる80歳の親が50代の子どもを世話する、8050問題が顕在化しています。

その背景には、ひきこもりの状態の子が長期高齢化すると、親も高齢で収入も途絶えたり、病気や介護のしかかかったりして一家が孤立したり、困窮する問題が起き、家族全体が地域から孤立することが指摘されて、そういうところから看過することのできない深刻な問題になっています。

お尋ねしたいと思います。

中高年のひきこもりの問題は、就職氷河期の就労支援とは別に検討するということが必要なんですけれども、就職氷河期のひきこもりの支援というのは、8050問題の予防として効果があるというふうに言われています。

8050問題が様々な悲劇をもたらすことも危機的であり、そしてまた社会とのつながり、自立という観点が大事です。バブル崩壊で就職難に遭遇して、ひきこもり状態になったり、また、就労を目指す就職氷河期世代のための就労支援についてお聞かせください。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） それでは、就職氷河期世代への就労支援についてお答え申し上げます。

三重県における就職氷河期世代のうち、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く人や長期にわたり無業の状態にある人は、約1万1000

人程度存在するものと推計されております。

こうした就職氷河期世代の方々には、希望どおりの就職ができなかったことにより、短期間の転職を繰り返すなど、様々な課題を抱えているほか、中には社会とのつながりが希薄になった方もいらっしゃるというふうにお聞きいたしました。

そのため、就労に向けた支援につきましては、本人の希望や経歴などに応じまして、より丁寧な寄り添い支援が不可欠であり、就労支援機関だけでなく、自立相談支援機関、ひきこもり支援機関等が一丸となって取組を推進する必要があると認識しております。

こうした中、県では、三重県労働局と共に、本年3月、社会福祉協議会やひきこもり地域支援センター、経済団体等で構成するみえ就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを設置いたしました。

このプラットフォームという新たな枠組みにおきましては、全構成員が協力して、就職氷河期世代に対する支援の機運醸成、支援対象者への広報に取り組みとともに、各構成員が相互に連携を図りながら、それぞれの専門性を生かした取組を実施することといたしております。

また、県では、若者の就労を支援する、おしごと広場みえの対象年齢を49歳まで拡大するとともに、就職氷河期世代を支援する2名の専門員を配置し、専用の相談窓口を設置したところでございます。

専門員は、相談や一人ひとりの支援計画の作成・実行を行うとともに、関係する支援機関の実務担当者との顔の見える関係づくりを進め、連携を強化することで、就職や社会参加に向けて切れ目ない支援を提供する役割を担っております。

さらに、県といたしましては、就業体験の受入先となる県内事業所の開拓等に取り組むとともに、就職氷河期世代の方々の就業形態や就労ニーズ、あるいは家族の状況などを把握いたしまして、効果的な支援メニューにつなげるため、10月中旬から実態調査を実施することといたしております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用情勢の悪化が懸念されると

ころでございますが、就職氷河期世代の方々への支援は待ったなしの状況であり、強力に進めていく必要があります。一人ひとりの希望に応じて、やりがいを持って働いていただけるよう、プラットフォーム構成員としっかりと連携しながら、取組を進めてまいります。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） 待ったなしの状態であると、それから実態調査もされていくということで、しっかり聞かせていただきましたので、よろしく願いしたいというふうに思います。

ひきこもりの状態にある人は、一足飛びにはやっぱり就労というふうにはいかないです。改正社会福祉法を踏まえて、どのような相談も断らない体制の構築に、また、ひきこもりの支援情報を当事者の本人の方や家族に提供する仕組みを整える必要があるというふうに思いますし、相談体制の充実や居場所づくり、そのような辺りは、先輩議員にバトンを渡して、ひきこもり状態にある人の支援については終わりたいというふうに思います。

これは継続して、メンバーの皆さんと共に続けていきたいというふうに思っています。

では、次に、ヤングケアラーへの対応についてです。

ヤングケアラーについては、議会で初めて取り上げるテーマだというふうに思います。国におけるヤングケアラーの定義はありませんけれども、日本ケアラー連盟は、慢性的な病気とか障がいがある親、高齢の祖父母、幼い兄弟などの世話をする18歳未満の子どもをヤングケアラーというふうにしています。

家族にケアをする人がいる場合は、大人が担うようなケアを引き受け、家事や家族の世話、そして、介護などを行っているヤングケアラーという子どもたちの存在があります。

9月10日に配信されていますケアマネジメント・オンラインと毎日新聞社の共同調査で、ケアマネジャーの6人に1人に相当する16.5%が、介護を担う子どもがいるというケースを担当しているというふうなところが出て、そ

して毎日新聞社の推計分析で、15歳から19歳に限っても、全国に約3万7100人のヤングケアラーがいるという結果が示されたことから、ヤングケアラーの問題が注目されつつあります。

国や他の自治体では、先進的に実態調査に乗り出しているところもあって、御存じの方も多いたと思いますけれども、埼玉県は今年3月に全国初のケアラー支援条例を制定したという報道があつて、問題の認識がされているところでもありますけれども、まだまだ一般的ではありません。認知されていないです。

ただ、つい2日前の9月28日の毎日新聞の1面に、高校生20人に1人、家族を介護という見出しとともに、埼玉県の高中生、大阪府の高中生と共に、調査をした結果からは同じような傾向があつたというところなどから、大阪歯科大学濱島淑恵准教授らの研究グループは、国内の高中生にヤングケアラーが相当数いるのは確実だというふうに指摘されていました。

こちらを御覧ください。（パネルを示す）映写資料になりますが、日本における調査研究です。こちらは、先ほど申しましたように、15歳から19歳が約3万7100人いるというふうなところ。これは、でも、15歳未満のものは含まれていないというふうになっています。

（パネルを示す）こちらは、日本ケアラー連盟は小・中学校の教員へ調査をしています。2016年藤沢市内の公立小・中学校、特別支援学校55校の教員を対象にヤングケアラーについてのアンケート調査を行い、南魚沼市では4分の1の教員が、また、藤沢市の2分の1の教員がヤングケアラーだと思われる生徒がいる、もしくは、いたと回答するというふうに調査がされています。

そこからヤングケアラーがいるということを示唆されましたけれども、これ、実際に子ども自身を対象とした調査が必要だということで、大阪府における高校の調査をされています。

次になります。（パネルを示す）先日の、埼玉県の調査も入りましたので、そちらのほうもこちらでは入っておりますが、大阪府の公立高校10校、埼玉

県の11校、どちらもケアを要する家族があるというふうに答えているのが12.7%とか、13.8%の数字が出ています。

(パネルを示す) そして、子どもがしているケアの特徴としては、家事が最も多い。次なんですけれども、家事や感情面のサポートはケアと見なされにくいですけれども、毎日のことで負担もかなり大きいです。そして、毎日行っているという頻度も約3割あると、ケアの常態化というのがここから見えてきます。学校のある日は4時間以上ケアをしているというふうに答えている14.3%や、学校がない日でも22.8%と、かなりのケアを担う子どもたちがいるということも分かります。

(パネルを示す) 次々になりますけれども、新聞の記事の20人に1人、そして100人に1人は、かなり負担が大きい状態にあるんじゃないかというふうに考えられる。そして、またこれは今後増える可能性もあるというふうに指摘されております。

(パネルを示す) ヤングケアラーが抱える問題としては、学校の学業における学校生活、遅刻や欠席、宿題の忘れ、健康面、そして友人関係がうまくいっていない、なかなか話が合わないなど、ヤングケアラーが抱える問題は多いです。

(パネルを示す) こちらのほう、南魚沼市の先生たちから、このような子どもたちについて、欠席や遅刻などが多いということが言われているというところ です。

そして、(パネルを示す) ヤングケアラーの子たちが実際に話した相手は誰かというときに、やっぱり友人が一番多くて、次いで学校の先生、ここで専門職にほとんどつながっていないということが分かります。頼れる大人に話せていない現状がある。なかなか、聞いてくれる人、理解してくれる人がいない、そして分からないというところがここから伺えます。

こういうような結果が出てきておりますけれども、一方で、虐待を受けているなど問題を抱える子どもの支援策を協議する、要保護児童対策地域協議会に対して、厚生労働省が2018年に調査すると、ヤングケアラーの意味を理

解しているのは27.6%という数字が出てきています。

ヤングケアラーの概念を認識している要保護児童対策地域協議会であっても、当該子どもの生活実態を把握しているのは半数程度、翌年度の2019年の調査では改善はしていますけれども、当事者を見つける立場の大人でも、問題を十分に知らない実態というのが、ここで明らかになっています。

厚生労働省は、このような実態の結果を踏まえて、2019年7月に、各自治体にヤングケアラーの実態把握に努め、学校や教育委員会と情報共有し、適切な支援を求めるように通知も出しています。

一方では、三重県ではいまだヤングケアラーに対する取組というのが見受けられない状況です。

県内で潜在的に存在すると考えられますが、その認識や対策、支援を講じていく必要があると考えますが、そのためには実態の把握が必要であると考えますが、県がどのように考えていらっしゃるのかということ、そしてまた、問題を抱えるヤングケアラーに必要な支援につなげていくためには、学校だけではやはり限界があると思います。

その存在を理解し、相談支援業務を通じて課題に気づくということが必要で、やはりここでも、ヤングケアラーの問題の周りの関係者や皆さんの認知、そして支援策への見識を深めるというような機会や研修を行って充実させていくべきだというふうに考えますが、それをどう考えるかという点についてお聞かせください。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） ヤングケアラーの実態把握と認知向上についてお答えいたします。

子どもが家族の一員として、家の手伝いや家族の世話をを行うこと自体は、子どもの育ちや成長に有意義なことであると考えています。

一方で、子どもの年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を抱えて、本来、大人が担うような介護等を行う、いわゆるヤングケアラーが存在し、健やかな成長や生活への影響から、ネグレクトや心理的虐待に至って

る場合があると認識しています。

先ほど議員から御紹介されましたように、国からも昨年7月に、保護や支援が必要な児童の早期発見や適切な保護を図るため、各市町に設置された要保護児童対策地域協議会において、構成機関へヤングケアラーの概念について周知し、実態把握に努めるとともに、子どもの支援方針を検討する際に、ヤングケアラーではないかという観点から、家族の要介護者等の有無やその支援の状況、子どもの学校の出欠状況など、家族全体の状況を共有してアセスメントすることが重要であると通知されています。

児童相談所など福祉の機関では、従来から、介護等の過度な負担などで虐待が疑われる場合には、相談者の家庭の状況把握のために丁寧な聞き取りを行い、必要な対策を講じているところですが、従来の対応に加え、ヤングケアラーの概念についてさらに理解を深めることで、より精度の高いアセスメントにつながることから、児童相談所、市町、学校等の関係者がこの概念と視点を広く共有し、認識することが重要であると考えています。

次に、国が実施した実態調査によれば、子どもは自分自身がヤングケアラーであることを認識していることが少なく、学校からの情報で初めて要保護児童対策地域協議会が問題を把握することが多いことから、福祉分野と学校、教育委員会との情報共有が重要になると考えております。

なお、児童相談所で進めている子どもの立場に寄り添うアドボケートの取組も、子ども自身の認知の向上につながるものと考えております。

今後、ヤングケアラーに関する国の通知の趣旨を踏まえ、改めて関係者に周知するとともに、児童相談所が構成員として参加する要保護児童対策地域協議会でのアセスメントによるさらなる実態把握に努めます。

また、把握した県内の事例、他の自治体での先進的な取組等を、要保護児童対策地域協議会構成機関の職員を対象とした研修会や、包括的な相談を担う相談支援包括化推進員の養成研修などの機会等を通じて、支援に携わる職員と広く共有することで、福祉分野でのヤングケアラーに関する見識を深めてまいります。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 学校での状況把握と、それから教職員の認識を高めることについての取組について御答弁申し上げます。

学校では、担任や養護教諭を中心とした教員が、日々、子どもたちと接する中で、出欠や遅刻の状況、授業中の様子、部活動への参加状況など、変化や気になるところがある場合には、子どもに声をかけることなどにより、その理由や事情を聴きながら相談などを行っております。その中で、家族の介護や家事が子どもにとって大きな負担となっている状況を把握することがあります。

また、スクールソーシャルワーカーが子どもや保護者を支援している中で、同様の状況を把握することがあります。令和元年度には、家族の通院に同行するため、学校を欠席しがちとなっているケースにおいて、スクールソーシャルワーカーが福祉サービスの利用などの支援を行った結果、登校状況が改善したという事例がありました。

こうした子どもたちが安心して学校生活を送るためには、まずは、教員がこのような子どもがいることや福祉の支援が必要なことを認識しておくことが大切です。

平成30年度に、子どもたちと接する機会が多く、教育相談で大きな役割を担っている養護教諭を対象に、介護を要する親と暮らす子どもの理解と対応についての研修を行っております。

今後、県立学校の生徒指導担当者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが、いわゆるヤングケアラーについて理解を深める研修会を実施したいというふうに考えております。

また、来年4月に予定されております小・中学校、高等学校の教育相談を担当する教員、市町教育委員会の担当者が参加する会議の場も活用して、研修を実施してまいります。

また、子ども自身が周りに相談できていないとの指摘もありますことから、高等学校の家庭科で、福祉や介護に関して社会保障や福祉サービス制度とと

もに、その利用についても学び、理解が進むようにしてまいります。

今後、教員やスクールソーシャルワーカーがヤングケアラーの認識を深め、日々の関わりを通じてより適切な把握を進めるとともに、福祉機関とも連携して、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう取り組んでまいります。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） 今後、いろいろな取組を進めていただくということで、しっかり認識させていただきました。

まだまだ、これ、本当に全国的にも事例も決して多くはないところで、まだまだこれから調査がはっきりと分かってくるところもあると思いますので、特に、未来の子どもたちのために私たちが今できること、政策としてしっかりと打ち出すことが大事だというふうに思いますし、やはり福祉につながり、社会につないでいくというところ、学校の中だけではできないところをつないでいく人材というのが必要だと思いますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

実際に、ヤングケアラーの当事者の方の声をちょっと紹介したかったんですけども、残念ながら、少し時間がありませんので、これは、今後、子どもが家族のケアを行うということは、やっぱり否定するようなものではないです。家族の手伝いをする中で喜びを感じるとか、絆が深まるということもありますし。

ただ、年齢に釣り合わない役割を担っているということもあります。また、人生に、その後の人生に大きな影響を与えてしまうということもありますので、大人が理解して、子どもたちが声を上げられるように、そして、その役割をしっかり大人が担っていかなければ、子どもたちの明るい未来がないというふうに考えますので、この社会全体の認識がまだまだ低いので、これは今後も注視して取り組んでいきたいというふうに考えております。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

では、次に、移住の促進についての質問をさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、これまでも質問がありましたけれども、都市部のリスクの顕在化とかテレワークの普及で地方移住への関心が高まって、他県でもこれをチャンスと捉え、働きやすく住みやすいといったような魅力を外へどんどん発信されているところも多くあります。

対面での相談会ができず、オンラインの開催、ウェブなど、どこも同じですけれども、特に、選ばれる三重県にするために、他県の取組とは違う、ぬきんでた三重県の移住施策の特色について聞かせていただきたいと思います。

[大西宏弥地域連携部長登壇]

○**地域連携部長（大西宏弥）** それでは、三重県の移住促進の取組の特色についてお答えさせていただきます。

移住の促進につきましては、平成27年度に設置いたしました東京のええとこやんか三重移住相談センターをはじめ、大阪、名古屋での移住相談デスクなどにおいて市町と連携し、きめ細やかな相談対応や三重の暮らしの魅力発信などに取り組んでまいりました。

一方で、これまでの取組の中で、移住の実現には、移住を希望する人と地域の皆さんが継続的につながっていくことが非常に大切だということが改めて分かってまいりました。

そこで、今年度から、首都圏の移住希望者と県内の地域の方々が継続的につながり、交流する仕組みであります三重暮らし魅力発信サポーターズスクエアを構築することといたしました。

この取組は他県に見られない三重県独自の取組で、都市圏に移住希望者のコミュニティ、東京スクエアと、先輩移住者や移住者の受入れを希望する地域の方々のコミュニティ、三重スクエアをつくり、移住希望者の関心度合いに応じた三つの取組を実施するものでございます。

一つ目は、いつでもどこでも情報交換や相談ができるウェブ上の交流サイトなどにより、両スクエアのメンバー同士のつながりを深める、地域を知る取組です。

二つ目は、両スクエアのメンバーが、三重の暮らしの魅力を伝えるウェブ

記事を協働で作成することなどにより、両スクエアと地域との関係性を深める、地域と関わりを持つ取組です。

三つ目が、東京スクエアのメンバーが、県内地域の資源や課題を学ぶフィールドワークの実施などにより、自分に合った暮らしを実現するためのきっかけをつくる、地域で活躍の場を見つける取組です。

この仕組みによって、移住促進の取組を、地域の皆さんと共に移住者を呼び込む好循環を生み出す新たなステージへと押し上げていきたいと考えています。

議員からもお話がありましたように、新型コロナウイルス感染症の拡大は、大都市部への過度の一極集中のリスクを顕在化させ、地方への移住に関心を持つ首都圏の若者が増えています。こうした流れをしっかりと捉えて、移住促進につなげていくことが必要だと考えています。

今年度、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、フィールドワークを伴う一部の取組をやむを得ず中止いたしました。三重暮らし魅力発信サポーターズスクエアの取組を、市町や地域の皆さんと共に着実に進めていくことで、本県への移住を一層促進してまいりたいと、そのように考えております。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） サポーターズスクエア、それから東京スクエア、三重スクエアのことを聞かせていただきました。

（パネルを示す）ちょっと最初に、すみません、出すのを忘れておまして、この数字を見ていただいたら分かっていたかのように、実際に、移住者の数であったりとか相談件数はこのようにして増えています。

これをしっかりと根づかせるようにということが大事だと思いますが、これも市町との連携について、特に三重スクエアについては、どのような役割を期待しているのかということをお聞かせいただきたく思います。あと、どれぐらい定着しているのかなども聞きたいというところは思っておりますが、御答弁をお願いします。

[大西宏弥地域連携部長登壇]

○地域連携部長（大西宏弥） 三重スクエアの役割ということでございます。

移住促進の取組で私たちが最も大切にしてきたこと、これは市町の皆さんとの連携でございます。市町の皆さんとは移住に関する課題を共有して、意見交換を重ねることで様々な取組を協働して進めてまいりました。

三重スクエアにおいても、この考え方は変わりません。三重スクエアのメンバーには、市町から推薦をいただき、就任をお願いいたしました三重暮らし応援コンシェルジュや移住者の受入れを希望する地域の方々に加え、市町の移住担当職員にもその一員となっていていただいております。

三重スクエアのメンバーには、東京スクエアメンバーの相談に対し、御自身の経験に基づくアドバイスや地域の情報を丁寧に伝えていただくなどの役割を担っていただき、フィールドワーク等の現地案内にも御協力いただくこととしております。

加えて、市町の移住担当職員には、移住に関する取組の情報提供はもとより、各市町の行政に関する様々な相談にも対応していただき、市町と東京スクエアメンバーとの関係構築にもつなげていただきたい、そのように考えています。

また、三重スクエアメンバー同士が情報共有を図ることで、県や市町、移住者や地域の方々と協力する体制を強化し、移住者を受け入れる環境整備もしっかりと進めてまいりたいと考えております。

三重スクエアがこうした役割を果たし、東京スクエアと継続的な関わりを持つことで、移住への不安が軽減されて、機運が高まり、ひいては移住につながっていくことを期待しております。

[9番 中瀬古初美議員登壇]

○9番（中瀬古初美） 市町との連携、非常に大事だということで聞かせていただきました。

ただ、その市町との連携をより進めていくには、県の事業を検討するというその初期段階から、なかなかそれが遅くて、次の市町のほうの翌年度の取

組のところ、予算のところというのにも間に合わないというような状況があるということも聞いております。市町からの要望も、やはり連携というところを言われて、今部長がおっしゃっていただきましたけれども、そういうところから情報共有を進めて、初期段階から早くに進めていただくことが大事だというふうに思っておりますので、もっとそれを早い段階に、私も協議会に出させていただきます、市町の皆さん方が情報共有をされている場というのは知ったんですけども、このコロナ禍ですし、例えばそれがオンライン、そういうところでやるとか、もっと回数を増やしたりとか、より強固な連携が必要だというふうに、早い段階と強固なところが必要と思いますが、それについてはいかがでしょうか。

〔大西宏弥地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（大西宏弥） 市町との連携を進めるに当たって、初期段階から情報共有を進めてほしいという、そういうお尋ねでございます。

市町との連携を進めるに当たっては、平成27年度から、移住・交流市町担当国会議、これを設置いたしております。

例年、4月と2月の2回、定住促進に関する取組、課題、先進事例等についてグループワークなどを通じて、県と市町や市町間による情報共有、意見交換を行っているところでございます。

県の事業につきましても、移住・交流市町担当国会議などを通じて、市町と情報共有を図っているところでございますが、議員からもお話がありましたように、改めて市町の意見をお聞きして、市町が事業を構築する上で、適切な時期に共有する機会を新たに設けていきたいと考えています。

そういうことで、県と市町相互の事業効果が一層高まるようにしたい、そのように考えています。情報共有を図る上では、オンライン会議などを積極的に活用することも検討してまいりたい、そのように思います。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） ありがとうございます。

市町、そして県との連携で、しっかりとした、本当に三重県の特徴を出し

ながら、本気度をぜひここで出していただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

では、最後になります。熊本県へDHEAT、災害時健康危機管理支援チームの派遣をされました。

令和2年7月豪雨で7月3日から31日にかけて、集中豪雨でしたけれども、このコロナ禍で、7月10日から15日の6日間、チームの皆さん方が、松阪保健所の植嶋所長はじめ、保健師や栄養士などが派遣されました、熊本県に。

コロナ禍のさなかでございましたので、通常の業務にも影響もしてみえたと思いますし、職員も疲弊する中での活動だったと思いますので、その活動に対して敬意を表したいというふうに思います。

そしてまた、その活動の中で見えてきた成果や課題、そしてまた、これを支援するという事は受援にもなるので、今度、三重県でどのように取り組んでいくのか、生かしていくのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。お願いいたします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 熊本県へ派遣しましたDHEATの活動、そこで得られた成果や課題についてお答えさせていただきます。

DHEATは、大規模災害が発生した際に、被災県等に設置される保健医療調整本部や保健所等での指揮調整が円滑に進むよう支援を行う専門的な応援派遣のチームのことでございます。

派遣当時、各自治体は新型コロナウイルス感染症への対応を迫られていた中ではございましたが、熊本県からの派遣要請に応じまして、先ほど議員からも御紹介がございましたが、医師1名、保健師2名、栄養士1名、事務職員1名の計5名で構成する三重県DHEATを組織いたしまして、7月10日から15日まで水俣保健所へ、第1陣のDHEATとして派遣を行わせていただいたところでございます。

三重県DHEATが水俣保健所に到着したのは発災6日目であり、現地では、水俣保健所長を本部長とする保健医療調整本部が設置され、保健所、市

町、医師会、DMA T等の関係団体が一堂に会する対策会議が連日開催されていきました。

そのような中、三重県DHEATは対策会議の開催支援を行い、被災状況や現状の課題など、関係機関における情報の共有に尽力いたしました。

一方、医療需要が減少し、DMA Tの段階的な撤退が決定された中、DMA T撤退後を見据えた保健医療調整本部の運営体制やその他の支援チームの受入体制の検討及び関係機関との調整に取り組みました。

また、水俣保健所管内は、新型コロナウイルス感染症患者が確認されていない地域でございましたので、検査の実施や患者が確認された場合の対応などについて助言を求められたことから、助言もさせていただいたところでございます。

さらに、保健師は訪問調査にも取り組みました。本来の役割ではないプレーヤーとしての役割も果たすなど、現場の求めに柔軟に応じた支援を行ってきたところでございます。

活動当初は、担うべき役割が明確になっていない部分もありましたが、今回の経験を生かしまして、今後の支援及び受援の際の初動対応の改善につなげていきたいと考えてございます。

発災後のフェーズや被災地の状況によりDHEATに求められる役割は異なってまいります。そういった現場の様々な要請に応じていく必要があることから、今後も、様々な職員に対するDHEAT養成研修の受講を計画的に進めていきたいと考えてございます。

また、こうした人材の育成・確保の取組は、三重県が被災した際、支援チームの円滑な受入れにもつながると考えてございます。

加えて、今回の派遣では、職員5名がモバイル端末を持参することで、前回の広島県への派遣時に比べまして、通信環境が格段に改善されました。現地で得た情報は、ファイル共有システムを利用してリアルタイムに県庁へ報告することが可能となるなど、情報共有の円滑化が進んだところでございます。

いずれにいたしましても、今回の派遣で得た経験を踏まえまして、今後の支援及び受援の両面に生かしていきたいと考えてございます。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） 本当に支援と受援は表裏一体で、支援をすることで受援の体制が分かる、今回行かれたところからいろんなことが見えてきて、それを今度三重県に生かしていこうというような形だと思います。

本当にコロナ禍で、保健所は通常の業務も大変な中だったというふうに思いますし、それから、派遣する側も受け入れるということも慎重であったというふうに思います。

派遣については、時間をかけて判断すべきじゃなかったのかなというところも思うんですけども、知事がその判断をされたところ、それからその思い、期待するものとか、そういうところがあって、最終的にトップ判断だったというふうに感じますが、それはどういうところを思っていたのかということを知りたいところを聞かせてください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 熊本県へのDHEAT派遣についての思いということがあります。

一応時系列を申し上げますと、7月6日に派遣要請があって、7月8日に派遣決定をして、7月10日から15日まで派遣したわけです。7月10日に、三重県で76日ぶりの新規感染者があったということで、三重県や全国の状況では、第2波に入る前という現状であるということは、前提として申し上げておきたいと思います。その中で、むしろその思いについてしっかりお話ししたいと思います。

平成30年7月豪雨の際、広島県呉市保健所に三重県DHEATを派遣しました。その際の活動を通じて得た学びは大変大きく、支援・受援の両面における災害時の健康危機管理体制を充実させていくため、DHEAT派遣は積極的に行うべきとの考えに至るようになりました。

そして今回、水俣保健所へ支援に入った松阪保健所の所長からも、まさに

今議員がおっしゃっていただきましたが、支援と受援は表裏一体、そういう報告を受けました。私の思いもまさにこの言葉に表されています。

三重県DHEATを派遣した当時は、新型コロナウイルス感染症への対応において、全国の自治体・保健所は苦しい状況にあったと思います。そうした状況に追い打ちをかける形で、熊本県において大規模な災害が発生しました。住民や自治体職員の受けたダメージは深刻であったと考えますし、熊本県だけでは対応が困難という中で、DHEATの派遣要請がなされたものと受け止めています。

三重県でも、新型コロナウイルス感染症の対応に取り組む必要がある状況下ではありました。しかしながら、より厳しい状況に陥っている仲間がいる、こうしたことに思いをはせ、県内の感染拡大の状況や保健所の状況を勘案し、DHEAT派遣は積極的に行うべきとの考えの下、決断いたしました。

DHEAT派遣に当たっては、新型コロナウイルスへの感染リスクも懸念されることはありません。しかしながら、三重県DHEATは、感染対策について十分に経験を積んだメンバーで構成しており、全幅の信頼を置いて送り出すことができました。結果、三重県DHEATはその役割を十二分に果たし、無事帰県することができました。

本県においても、南海トラフ地震に加え、風水害を含めた様々な災害にさらされる可能性があります。こうした中、三重県DHEATを派遣することで、受援時に本県がどう行動すべきかを学ぶことができました。また、苦しい状況下にあっても三重県DHEATを派遣したことで、本県への支援の輪の拡大につなげることができたとも考えています。

三重県が今回と同じような状況に陥った際、円滑に支援を受け入れることができるよう、支援と受援は表裏一体との考えの下、今後も三重県としての責任を果たしてまいりたいと考えております。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） 知事の思いも聞かせていただきました。

保健所のほうは、休みもなしに、本当に大変な中でしたので、本当に今回

の感染もなく帰られた、もちろん最後、検査をされてというところまでございました。そうなると、また1日、通常の業務に復帰されるのが遅くなっていく。今後、研修等、しっかりと積んでいただきたいというふうに思います。では、これで終わります。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。30番 小林正人議員。

〔30番 小林正人議員登壇・拍手〕

○30番（小林正人） 皆さんこんにちは。自由民主党県議団、鈴鹿市選出の小林正人でございます。

今回も非常にボリュームが多いので、早速、通告に基づきまして質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目でございますけれども、コロナショックによる企業等における採用減についてであります。

御承知のように、新型コロナウイルスの感染拡大によって、国内外の経済活動が制限され、景気の先行きに不透明感が漂う中で、日本の企業も採用抑制の動きを見せ始めております。

このことは、先般、厚生労働省が発表した2020年度新卒内定取消し状況を見ても一目瞭然でありますし、また、県内でいろいろなところで、一度、内定をもらったのに採用されなかった事例が多々起こっている状況であります。

あるメディア関係のアンケート調査によりますと、主要111社を対象に、2021年度の採用数を2020年度実績・見込みよりも減らすと回答した企業は、全体の26%に当たる29社で、昨春時点の調査の16%から10%拡大しており、逆に増やすと答えた企業は9%、10社で、こちらは昨春調査の21%から半減、残りは未定であります。経営環境が厳しくなれば、当然、採用抑制の方向に動くことは予想ができます。

また、別の機関の調査によれば、本年5月1日時点における大学生の就職内定率は45.7%で、5年ぶりの前年割れということでもあります。とりわけ、景気悪化の影響を受けている業界といたしましては、卸売・小売業が最も甚大で、旅行・航空会社関連、宿泊施設や飲食店、運輸・運送でタクシー業界やバス会社等と言われております。

このようなことから、1991年から1993年の景気後退期、まさにバブル崩壊時、以降6年間続くわけでございますけれども、そのようなことも大げさではなく想定されます、いわゆる就職氷河期時代のことであり、当時、バブル崩壊によって経済が痛みまくる一方、バブル期の大量採用が企業の重みとなり、さらに不良債権と余剰人員を抱えているのに、終身雇用が前提で解雇要件も厳しい日本型雇用という背景もあり、企業は新卒採用を抑制し、非正規雇用の拡大にかじを切ってしまう、こんなことにもなりかねません。

また、2008年頃のリーマンショック時には、大卒の新卒無業者比率は、2009年卒が12.1%、2010年が16.1%、2011年が15.9%となり、この時期も売り手市場の採用から一気に低迷いたしました。

このように、共通する点として、問題が起こった年度はもちろん、以降の数年、経済が回復するまでの間の採用ということがかなり厳しくなります。まさに今回のコロナショックでも想像ができると思います。

そこで、お聞きいたしますが、まず、今年度2020年度採用者において、今

回のコロナショックの影響で何らかの被害が出た、あるいは想定される方々に対しての支援策等、どのように対応されるのか。また、次年度以降、さらに厳しくなると予測される主に新卒の方の採用等、どのようにフォローされ、どのように取り組まれるのか。学生側、企業側、双方に支援、策が必要だと思いますが、お考えをお聞きいたします。よろしく願いいたします。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） それでは、コロナ禍における就職支援の取組と雇用継続の取組についてお答え申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、新規学卒者の採用は不透明な状況が続くとともに、解雇や雇い止めの増加が危惧されており、就職や雇用の継続に対する不安が生じております。

令和3年卒業予定の大学生就職内定率につきましては、今年9月1日時点で85%と、新型コロナウイルス感染症の影響により、就職・採用活動の時期が遅れたことから、前年同時期に比べ8.7ポイント下がっております。

また、本県の7月の有効求人倍率は1.04倍で、令和元年1月の1.75倍をピークに12か月間連続で減少しており、今後も雇用情勢の悪化が懸念されるところでございます。

今年の就職・採用活動につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から対面での実施が難しくなり、学生も企業もオンライン化への対応を余儀なくされました。

このため、新規学卒者等の若者の就職支援につきましては、ジョブカフェおしごと広場みえにおきまして、4月からオンラインによる模擬面接等を導入し、パソコン越しに行う面接のポイントをアドバイスするなど、オンライン面接に不慣れな若者の就職活動を支援しており、8月末時点でオンラインによる支援実績は496件に上っております。

また、多数の学生と企業が一堂に会する合同企業説明会が相次ぎ中止となっておりますことから、学生と企業との交流機会を確保するために、オンラインによる企業説明会を開催しております。6月に開催したみえのオンラ

イン就職説明会は、県内企業43社に参加いただきまして、延べ1000名以上の視聴がございました。

8月から9月にかけて実施いたしました、みえWEB就職座談会におきましては24社、延べ140名の参加がございまして、学生と企業とが、画面越しではありますが、顔を合わせて交流いたしました。学生からは、企業との交流の場は貴重なので次回以降も積極的に交流していきたいなど、今後の取組の参考となる意見をたくさんいただいております。

さらに企業に対しましては、オンライン採用導入を促進するため、4月に会議アプリの活用セミナーを、5月には企業のPR動画作成セミナーを開催し、延べ76社に参加いただいたところでございます。

一方、雇用継続の支援といたしまして、従業員を休業させることで雇用維持を図った場合、その休業手当等を助成する雇用調整助成金について、企業からは、制度が複雑で分かりづらいといった声があり、こうした声に応えるため、社会保険労務士が相談等を行う雇用関係助成金等相談窓口を6月に開設いたしました。

また、従業員の雇用継続に苦慮する企業と労働力不足となっている企業の労働力需給ミスマッチを解消するため、6月にみえ労働力シェアリング支援ポータルサイトをいち早く開設するとともに、8月にみえ労働力シェアリング支援拠点を開設いたしまして、企業情報の提供に加え、新たに企業間のマッチングやその後のフォローアップを行うこととさせていただきます。

就職や雇用の継続につきましては、県民の生活に直結するものでございまして、最優先で取り組む課題であると認識しております。

今後は、コロナ後の新しい生活様式に対応するため、就職支援につきましては、オンライン等を効果的に活用し、引き続き学生と企業との交流機会の確保に努めてまいります。

雇用継続支援につきましても、従業員の雇用維持に必死になって取り組んでいただいている県内企業に必要な支援や情報が的確に届くよう、三重労働局等の関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと思います。

[30番 小林正人議員登壇]

○30番（小林正人） 御答弁ありがとうございました。

部長は少々早口でしたけれども、大体聞き取れましたし、午前中、質問されました中瀬古議員の答弁ともかぶっているところもありましたので、あえて深く再質問をしようと思いましたが、これでやめさせていただいて、今後とも、国や関係団体ともさらなる連携を取っていただいて、対応していただきたいと思いますなどそのように思いますので、よろしく願いいたします。

次に、二つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

保健所機能の強化、保健師等の人員体制の充実についてでございます。

御承知のように、1994年保健所法が地域保健法に改正され、以降、市町への保健サービスの権限移譲とともに、保健所数は減少、保健師の数も削減されてきました。

県内においても、久居保健所が津保健所に合併、また、志摩保健所が伊勢保健所に合併、四日市保健所においては設置主体が市に移行され、現状は県が設置主体となっている保健所は8保健所で、四日市を合わせると9保健所という状況であります。このことは、時代の流れから、行革というある意味自然な流れであったのかな、そのように思います。

しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症対策における業務、例えば、保健所の保健師は新型コロナウイルス感染症対策の窓口として、あるいは帰国者・接触者相談センターでの相談業務や追跡調査等、それに加えて、これまでの通常業務である精神保健福祉対策や自殺対策、難病、エイズ、肝炎対策等を加えれば、その仕事量は非常に多く、とても迅速に対応し切れない状態にあると聞きます。

ちなみに、鈴鹿保健所の場合、これらの業務に当たるのが主に健康増進課ですが、人員は5名、他からの応援があるとしても、保健所の全ての業務、例えば、母子保健対策や食育の推進、環境整備、衛生指導、また、薬物乱用対策や動物愛護推進のための業務等、とても県民のニーズ、特に今回は新型コロナウイルス感染症問題に迅速に対応できる体制ではない、この状態は県

内全ての保健所で言えることだと思います。

昨今、健康増進、管理ということの重要性から、県内保健師の就業者数はその推移を見てみますと、平成22年が561人、26年が645人、30年は733人と増加しております。一方で、保健所の保健師数は、平成20年の84人であったものが、28年では65人と年々減少しております。

今回、新型コロナウイルス感染症対策として看護師27名、本庁から最大90名の職員を派遣していただけるとのことですが、より専門性が必要なことから、本当に十分な対応体制が取れるのか。今後、新型コロナウイルス感染症の第3波、第4波が来ることは大いに想定されます。県民の健康危機管理に対応するために、今だからこそ、保健所の機能強化、保健師の人員の確保が必要であると考えますが、県当局のお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一）　新型コロナウイルス感染症の第3波、第4波に備えた保健所機能の強化について、お答え申し上げます。

先ほど議員からも御紹介いただいたとおり、保健所は感染症対策のみならず、精神保健、難病対策、災害対応など地域の公衆衛生の維持・向上に大きな役割を果たしているところでございます。

とりわけ、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策におきましては、保健所における保健師が果たす役割は大きく、保健師に対する社会的な需要は、今後、さらに高まっていくことが予想されます。

こうした中、陽性患者の発生により保健所業務が逼迫する状況が生じた場合には、医療保健部はもとより、他部局も含め本庁から保健師を派遣してまいりました。また、クラスター発生時には本庁からの応援に加えまして、保健所間における保健師の派遣を実施するなど、所属を超えて保健師の応援調整を図ってきたところでございます。

さらに、各部局との協力を得ながら、地域庁舎内の各事務所などから保健所に対しまして応援職員を派遣することで、専門性が求められない業務を切

り出して、保健師をはじめとする医療職の職員が専門性を発揮できる体制を整えてきたところでございます。

また、民間事業者の協力を得まして、検体や患者の搬送、電話相談業務等の外部委託化を進め、保健所の負担軽減を図ってきたところでございます。

加えまして、疫学調査ですとか、健康観察等に係る保健所の体制を強化するため、保健師資格を有する県のOGや看護学校関係者を会計年度任用職員として任用し、さらに帰国者・接触者相談センター業務の支援といたしまして、県看護協会の協力の下、看護師資格を有する方を会計年度職員として任用するとともに、次年度採用予定者のうち早期に就労が可能な保健師につきまして今年度中に採用を行うなど、柔軟な人員の確保に努めているところでございます。

今後、保健所を取り巻く環境は、感染の拡大状況のみならず、指定感染症の取扱いの変更ですとかワクチン接種など、様々な場面で目まぐるしく変化していくことが想定されます。そうした中で、保健師をはじめとする医療職の職員が専門性を発揮できる環境を整備していくため、これまで取り組んでまいりました業務の切り出しや民間事業者の協力を得た業務のさらなる効率化に、引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

あわせて、保健師資格を有する会計年度職員のさらなる確保に取り組みますとともに、一部の市町からは、県への保健師派遣について御提案をいただいているところでございますので、そうした受入れも進めていきたいと考えてございます。

こうした業務分担の見直しや人員の確保策を進め、今後も保健所が様々な行政需要に機動的に 대응していけるよう、保健所機能の強化を図っていききたいと考えてございます。

[30番 小林正人議員登壇]

○30番（小林正人） 御答弁ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症対策としての人員増ということでは、専門的な業務分担ということもきちっとされておられるということで、一定の理解を

いたしました。

そこで、再度お聞きしたいんですけども、平常時における保健師の確保についてなんですけど、今の現場の状況を聞きますと、30代、40代の中堅保健師が非常に少なく、新しく採用された20代の保健師の方が身近に相談したり、一緒に働ける保健師がいないということで、なかなか育成というか、そういったものができないということで、それとともに育児休暇の取得等を考えた場合、ますます今後現場で働ける保健師がいなくなるという不安があるそうであります。

このようなことから、職場のさらなる環境改善や、保健所の保健師の採用年齢の幅を段階的に広げることが必要では考えますが、この件について御意見を伺いたいと思います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 平常時における保健師の確保ということで、採用時の年齢制限の引上げなどを検討してはどうかということで、お答えさせていただきます。

保健師確保につきましては、ここ数年、定年退職を迎える保健師や早期に退職する保健師が多かったことから、今後はより多くの職員を採用していく必要があると考えてございます。また、議員御指摘のように、30代、40代の保健師が少ないという現状もそのとおりでございます。そういうことから、計画的かつ継続的に保健師の確保を進めていくことが不可欠であると認識しております。

こうした中、保健師養成課程を有する大学、専門学校での講義でありますとか就職説明会に参加しまして、県の保健師業務の魅力を発信するなど、採用に係るPRを行っているところでございますが、近年の保健師の採用試験におきましては受験者数が少ない状況が続いてございます。

一方、薬剤師の採用試験におきましては、平成30年度から受験資格に係る年齢上限を従来の29歳から34歳まで引き上げたところ、30歳以上の方からの受験実績がございまして、受験者の確保に効果が上がっているというところ

もでございます。

こうした事例を参考にいたしますと、受験資格に係る年齢上限の引上げには幅広い人材の確保に効果があると見込まれることから、保健師の受験資格に係る年齢上限の引上げについても、検討を進めたいと考えてございます。

加えまして、次年度以降は定年退職を迎える保健師の数が減少するなど、保健師全体の減少傾向の緩和が見込まれる状況となっております。こうした機会を生かしまして、さらなる保健師の確保に取り組むとともに、保健師の適切な配置の在り方についても併せて検討を行い、保健所機能の強化を図っていきたいと考えてございます。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。今後、さらなる取組に期待いたします。

それでは、三つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

人生100年時代を生きるためにと置かせていただきました。御承知のように、我が国は世界有数の長寿国であります。2019年には、全国で100歳以上の方は7万1238人、本県でも1040人となりました。ちなみに全国の平均寿命は、男性が81歳、女性が87歳、本県の健康寿命を見ましても、男性が79歳、女性が81歳と年々上昇傾向にあります。

長生きをすることは一見ポジティブな印象を受けますが、別の見方をすれば、現役を退き老後が長くなり、いろいろな不安要素を抱くということにもなりかねます。

そこで、今回は、いかに人生100年を幸せに有意義に過ごすことができるのか、そのための取組として、一つ目に定年退職後の就労について、二つ目に退職後の健康づくり、三つ目として、健康づくりの中から認知症対策を取り出しているいろいろお聞きしたいと思います。

まず、定年退職後の就労についてであります。

一般的には、60歳定年、もしくは65歳で現役を退かれる方がほとんどの現状、いわゆる65歳を超えると高齢者という線引きをされるのがこれまでの時

代でありました。しかしながら、昨今は、70歳を超えても就労意欲は旺盛、能力、体力的にもまだまだという方が増え続けております。ちなみに、県の成長戦略実行計画2019によれば、70歳以降も働くことを希望している人の割合ですが、60歳代で約8割に上るということであります。

しかしながら、問題も多々あります。その一つとしては、多様な働き方があるにもかかわらず、ニーズに合った職種を選べない、いわゆるミスマッチであります。また、雇用する企業においても、70歳以上まで働ける制度のあるところが少ない等であります。後者においては、三重県の状況は約33%が制度あり、全国平均の28.9%を若干上回っておりますが、まだまだ低い水準であります。

このような全国的な状況を踏まえ、2020年の国会では高年齢者雇用安定法等の改正案が提案されており、この法案が整備されれば、2021年からは70歳までの雇用機会の確保が企業の努力義務となります。

以上のようなことから、定年退職後のライフスタイルというものがどんどん変わっていく現状において、県は、高齢者雇用において雇用機会の確保等、どのようなお考えを持って、どのようなことに取り組まれているのか。また、職種とのミスマッチ対策等はどうか、お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 定年退職後の就労についてのお尋ねでございます。

少子・高齢化が急速に進展し、人口減少も進む中で、人生100年時代の到来を見据えて、誰もが生きがいを感じながら能力を発揮できる社会の実現が求められています。

平成30年の県民意識調査によりますと、仕事など社会で活躍できる年齢について、75歳までと回答した人の割合が45.3%と最も多くなっております。また、人生100年時代を不安に感じることの要因として、収入の確保と回答した人は75.4%となっております。

一方、議員からもお話のありましたとおり、令和元年の高年齢者の雇用状況調査によりますと、70歳以上も働くことができる制度がある企業の割合は、33.2%にとどまっております。

令和3年4月1日には、70歳までの就業機会の確保及び就労の促進を目的といたしました改正高年齢者雇用安定法が施行されることから、今後も増加することが期待されております。

こうした現状の中、厚生労働省では、働く意欲のある高齢者が、これまで培った能力や経験を生かし、生涯現役で活躍し続けられる仕組みを地域で構築するための、生涯現役促進地域連携事業を実施しているところでございます。

三重県におきましては、この事業を推進するため、昨年12月、県を中心に経済団体や市町など、多様な主体で構成する生涯現役促進地域連携協議会を設立いたしまして、高齢者の雇用促進に取り組んでいるところでございます。

具体的には、北勢地域、鈴鹿市・亀山市と、南勢地域、鳥羽市・志摩市の2か所をモデル地域といたしまして、それぞれの地域において重点業種を設定した取組を進めておるところでございます。

11月には、各モデル地域におきまして、高齢者と企業、それぞれを対象としたニーズ調査を実施するとともに、働きたい高齢者と、労働者として高齢者を受け入れたいと考えている企業を対象にしましたセミナーや相談会など、12月から順次実施してまいりたいと考えております。

今後は、各モデル地域の自治体とも連携しながら、それぞれの地域の実情に応じた雇用促進を図るとともに、取組の成果を他の地域にも広げていくことにより、県内各地域において高齢者雇用の促進につなげてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の雇用情勢が変化しつつある状況におきまして、企業及び高齢者のニーズを的確に把握し、高齢者が自らの希望に応じて、意欲・能力を生かし、人生100年時代の到来に向けて生き生きと活躍できるよう就労支援につなげてまいりたいと考えております。

[30番 小林正人議員登壇]

○30番（小林正人） ありがとうございます。

いろんなことに取り組んでいただいておりますのは、よく分かりました。ですが、現状は70歳以上で働かれている男性の約4割、それから、女性の7割が、一定職のパートタイムであるそうでございます。

なかなか、能力、経験等を生かし切れない職種に就かれているという方もたくさんおられますので、そういった方、今後、雇用機会がきちっと確保できるよう努力していただきたいな、そんなように思いますのでよろしく願いいたします。

続いて、二つ目ですが、人生100年時代を生きるための定年退職後の健康づくりについてであります。

さきにも、本県の健康寿命を紹介させていただきました。いかに寿命が長くても、健康でなければ意味がありません。第7回みえ県民意識調査によれば、100歳まで生きるということに不安を感じると答えられた方の割合は約7割であり、理由としては高い順に、健康の維持、病気や介護、次いで、収入の確保、3番目に家族や友人等、人とのつながりという順でありました。

健康を保つ方法としてはいろんな手段が考えられますが、改めて本県の取組として、特に生活習慣病対策、質の高い医療、介護等のサービスの提供の在り方、また、昨今コロナ禍の中、高齢者においても感染リスクを恐れて、外出の機会が減り、そのため、運動不足や人と会う機会も減り、健康障害を引き起こしかねない、また、ひきこもり等にもつながりがちになると思いますが、こういったことに対する対策等、お聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[加太竜一医療保健部長登壇]

○医療保健部長（加太竜一） 人生100年時代を生きるための健康づくりについてということで、大きく3点、御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきますと思います。

まず1点目、生活習慣病の予防の取組についてでございます。

生活習慣病予防の取組といたしましては、健全な食生活及び運動習慣の定着に向けまして、県民健康の日イベントですとか、健康野菜たっぷり料理グランプリ等、様々な機会を通じて、企業、関係機関、団体等と連携をして、普及啓発を行っているところでございます。

また、三重とこわか健康マイレージ事業におきましては、各市町がそれぞれの健康課題に応じて、重点的に取り組みたい項目にマイレージポイントを設定し、県民の皆さんが自ら望ましい行動を選択できるように事業を展開することで、適切な生活習慣を身につけるためのきっかけづくりを支援しているところでございます。

また、関係機関と共に策定いたしました三重県糖尿病性腎症重症化予防プログラム、これを用いまして、医療機関、保険者及び行政等が一堂に会しての多職種連携研修を全国に先駆けて実施しており、糖尿病の発症、重症化予防の取組を推進しておるところでございます。

さらに、昨年度には、三重とこわか県民健康会議を設置いたしまして、市町や企業に好事例の横展開を図るなど、社会全体で健康づくりに継続的に取り組む機運の醸成を図ってございます。

加えて、今年度からは、多くの人々が一日の大半を過ごす職場での健康づくりに取り組むため、三重とこわか健康経営カンパニーの認定ですとか、三重とこわか健康経営補助金の活用、三重とこわか健康経営大賞の表彰を通じまして、企業における健康経営を後押しすることで、働く世代の生活習慣病予防の取組を進めております。

今後も、こうした取組を継続的に行うことで生活習慣病の予防を図り、県民の皆さんの健康寿命の延伸と、心身の健康管理の向上を目指して取り組んでまいります。

続きまして、質の高い介護サービス等の提供についてでございます。

高齢者が介護が必要となった状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、質の高い介護サービスの提供が必要です。

介護保険制度におきましては、多様な事業者の参入を認めることにより、

事業者間の公正な競争を通じて、よりよいサービスが利用者を選択され、全体としてサービスの質が高まることが期待されております。

この仕組みが正しく機能するためには、事業者のサービスの質の確保・向上が不可欠であることから、県としては、新規に指定を受けた事業者には介護保険制度の基本的な内容の研修を実施するとともに、既に指定を受けている事業者に対しては、年1回、介護保険法の各種基準の解釈ですとか、介護報酬の算定方法、法令遵守の徹底などの研修を実施し、サービスの質の維持向上に努めております。

また、利用者一人ひとりに提供される介護サービスの質を高めるためには、介護支援専門員により適切なアセスメントに基づくケアプランが作成されることが重要です。

県では、こうした重要な役割を担う介護支援専門員について、実務経験に応じた体系的に研修を実施し、資質の向上を図るとともに、地域の介護支援専門員への指導的役割を担う主任介護支援専門員の養成にも取り組んでおります。

さらに、平成30年度から令和2年度までを期間とする第4期介護給付適正化計画におきましては、計画期間中の目標として、全ての保険者において、ケアプランの点検やそれに基づく見直しを実施することとしており、県としては、ケアプラン点検に係る研修会の開催やアドバイザーの派遣を行っているところです。こうした取組を通じまして、質の高い介護サービスの提供が図られるよう保険者とも協力しながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

最後に、新型コロナウイルス感染症の影響により、家に閉じ籠もりがちになった方々に対する健康づくりの取組についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、生活習慣が変化し、運動不足や食生活の乱れが生じたり、医療機関や定期健診の受診を控えたりする傾向が見られるなど様々な影響が及んでいます。その一方で、健康への関心が高まるとともに、重症化予防や健康づくりの重要性が再認識されているところでも

あります。このような状況を踏まえ、感染リスクを回避するために、家に閉じ籠もりがちになった人に対して、健康づくりに取り組んでいただくための支援が必要であると考えてございます。

そこで、三重とこわか健康マイレージ事業におきまして、県民の皆さんの主体的な健康づくりの取組を、企業、関係機関・団体、市町と連携し、社会全体で推進しているところでございますが、特に市町における取組の中で、集団での健康教室の開催に替えまして、ケーブルテレビ等で自分でできる運動の紹介を行ったり、個人で取り組める運動などに重点的にマイレージの取組ポイントを付与する等の工夫を行っていただいております、健康づくりが継続できるよう支援しております。

加えて、県民健康の日のイベントを、住民参加型で開催してきた従来の方式から動画コンテンツを活用する方式に変更したり、市町の中老年向けの健康づくり教室等では、3密を回避して安心して参加できるよう予約制を導入したりするなど、コロナ禍におきましても健康づくりに関心を持っていただけるよう、工夫した取組を進めているところでございます。

また、新しい生活様式の中での感染予防を踏まえた健康づくり活動につきまして、各市町の工夫や取組を共有、検討する場、会議を設けまして、健康づくりの取組が進むよう市町に働きかけを行っているところでございます。

今後も、あらゆる場面を活用して新しい生活様式に対応した情報発信を行うとともに、県民の皆さんの主体的な健康づくりの取組を推進していきたいと考えてございます。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） 御答弁ありがとうございました。

少し欲張り過ぎましたかね。三つも一気に質問しましたので、的確に答えていただいたと思うんですけども、どれを再質問しようかなと悩んでおるんですが、ちょっと時間の関係もありますので、今、取り組んでおられる取組を、引き続きしっかりと取り組んでいただくことを要望させていただいて、この項は終わらせていただきたいと思います。

三つ目ですけれども、認知症対策についてであります。

2020年の全国65歳以上の高齢者の認知症有病率は16.7%で、約602万人と言われており、6人に1人が有病者と言われております。さらに、2025年にはこの数が増え約700万人、5人に1人が有病者になるという推計が出ております。

このようなことから、国においても、令和元年6月に認知症施策推進関係閣僚会議において、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪として施策を推進するという考えを基本方針に、認知症施策推進大綱が決定されました。

また、本県においても、認知症サミットinMieにおけるパール宣言に関わるフォローアップ調査の結果を踏まえた指針に基づき、共生と予防を車の両輪として総合的に認知症施策を推進されておられます。例えば、認知症サポーターの養成や活動促進、アドバイザー役のオレンジチューターの養成や派遣等であります。

しかしながら、このような取組をしていただいても、実際に地域や認知症有病者、その家族の声を聞きますと、ほとんど、サポート・支援活動をしているのは、例えば地域の民生委員の方であったり、家族の方ばかりで、県はもとより、基礎自治体等行政機関の支援というものがあまり目に見えてこないということが、非常に多い現状であると思います。

そこで、改めてお聞きいたしますが、さきにも話しましたが、共生と予防を車の両輪として認知症施策を推進するとありますが、具体的にどのような取組をされておられるのか。また、基礎自治体との連携は欠かせないと思いますが、現状はどうか。

昨今、超高齢化の中で老老介護の問題がよく取り上げられており、認知症の家族を抱える家庭においても同様の問題があると思いますが、その対応策はどうか。さらには、生活困窮家庭において、在宅で介護等を行える場合はいいですけれども、施設に頼らなくてはならなくなった場合の財政的支

援はどうか。以上、4点についてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 認知症対策の質問について、お答え申し上げます。

先ほど議員からも御紹介いただきましたとおり、全国的には、令和7年に700万人ということがございますが、本県におきましても、令和7年には約10万人になると見込んでおりまして、県として認知症施策にしっかり取り組んでいく必要があると考えてございます。

平成28年に開催いたしました認知症サミット in Mieにおいて採択されたパール宣言を受けまして、先ほど議員からも御紹介いただきましたが、県、市町、関係団体、大学、研究機関、企業等において、認知症の人々への地域支援や認知症に係る研究開発の推進、早期診療・介入等の医療・介護連携など、様々な取組が実施されてまいりました。

昨年度、これらの取組状況について調査・分析を行いまして、その結果を踏まえまして、これも先ほど議員から御紹介いただきましたが、今年の3月に、三重県の今後の認知症施策の指針を取りまとめたところでございます。

今後は、この指針に基づいて認知症施策を推進することとしておりますが、指針においては、県・市町等の行政が取り組むべき事項といたしまして、地域づくり、本人・家族への支援、若年性認知症、医療と介護の連携・充実、認知症予防の五つを示していることから、これらについて重点的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

これらの取組を進めるためには、市町との連携が不可欠であります。市町に対しまして、地域の中で認知症サポーターを組織化し、認知症の人々や家族のニーズに合った具体的な支援につなげます仕組みであるチームオレンジの構築や、成年後見制度の利用促進に係る中核機関の設置、認知症初期支援チームの活動の促進等の取組について、積極的に市町を支援しているところでございます。今後も市町と連携しまして、それぞれの地域で、本人と家族

を支えるための支援体制を構築してまいりたいと考えてございます。

次に、老老介護の問題でございます。

介護者と被介護者がどちらも高齢者である老老介護でありますとか、認知症高齢者が認知症高齢者の介護を行うようなケースについては、全てを家族や御親族で抱え込まずに、お近くの地域包括支援センターに御相談いただき、適切な介護サービスの提供を受けていただくことが重要だと考えております。

ただ、自ら御相談いただくことが難しい場合も考えられます。県では、日本郵便株式会社との包括連携に関する協定でありますとか、佐川急便株式会社との暮らしの安全・安心等に係る包括協定など、高齢者の支援に係る協定を複数の企業と締結しておりまして、日々の見守り活動から地域包括支援センターを通じまして、適切な介護サービスにつなげることを可能としているところでございます。

また、地域包括支援センターの機能を強化するため、保険者に対して、地域支援事業県交付金を交付するほか、職員の研修や地域ケア会議へのアドバイザーの派遣も行っていきます。

今後も高齢者が必要な支援を包括的に確保できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に努めてまいります。

最後に、生活困窮家庭における介護サービスの利用に対する支援でございます。

生活困窮家庭への支援といたしましては、まず、介護保険料の減免の制度があり、介護保険料は、負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて段階的に設定されています。

また、介護サービスを利用した場合の利用者負担は、年金収入等の額により段階的に負担割合が定められており、所得の低い方については、居住費や食費の負担軽減がされる制度もございます。さらに、社会福祉法人や市町が運営する介護保険サービス事業体に対し、生活困窮者の利用者負担額軽減を行った場合に軽減した利用者負担額の一部を補助する、ホームヘルプ等利用

者負担軽減事業費補助金を交付しているところでございます。

今後、介護サービスを必要とする人が必要なサービスの提供を受けることができるよう、生活困窮者の負担の軽減を図ってまいりたいと考えてございます。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。

今後も、認知症の方はもちろん、その家族の方の支援、また、生涯、地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができるような社会の構築を目指し、頑張って取り組んでいただきたいなど、そのように思うところでございます。

最後に、知事に、総括的にこの100年時代を生きるためにお聞きしようと思いましたが、時間の関係上、割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。

理学療法士のさらなる活用について、お聞きしたいと思います。

先に質問させていただいた、人生100年時代を生きる中で、健康増進、認知症についていろいろお聞きいたしました。そのことにも大きく関わる一つが、理学療法士のさらなる活用であると思います。

御承知のように、理学療法士とは、病気、けが、高齢、障がいなどによって、運動機能が低下した状態にある人々に対して、運動機能の維持・改善を目的に、運動、温熱、電気、水、光線などの物理的手段を用いて行われる治療法であり、それらを行う理学療法士の需要も、近年非常に高くなってきております。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施という方針が厚生労働省より示された昨今、理学療法士が医療専門職として新たに明記されたことも、この事業に対する理学療法士の積極的な関与が期待されていることの表れであると思います。

このような中、今回は、主に三重県理学療法士会が運営する三重県リハビ

リテーション情報センターの整備についてお聞きしたいと思います。

まず、（パネルを示す）三重県リハビリテーション情報センターの活動概要をこのフリップで見ていただければと思います。この三重県リハビリテーション情報センターは、平成26年度の介護保険法改正において、介護予防事業へのリハビリテーションの積極的な関与が推奨され、その推進のため、三重県理学療法士会が中心となり、県、三重県作業療法士会、三重県言語聴覚士会と連携して設立されました。

業務といたしましては、県内リハビリテーション施設・サービスの情報提供や、地域リハビリテーション活動支援事業への協力・相談窓口となり、市町等へのリハビリテーション専門職の派遣や、リハビリテーション専門職を対象とした研修の開催、県民へのリハビリテーションの普及・啓発に取り組んでおられます。

また、現在、この三重県リハビリテーション情報センターが管理する専門職の人材バンク登録者数は約543人、2019年の派遣実績は187件と、研修等の開催や窓口業務も含めて年々増加傾向にあるとのことでした。

このようなことから、子どもから高齢者まで、予防から障がい児まで、県民を包括的に支援するためには、この三重県リハビリテーション情報センターの安定した運営が必要だと思われ、そのためには確実な運営事業費を確保することが重要であると考えます。

しかしながら、現状は、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、事業費全体の4分の1を三重県理学療法士会が負担し、運営しているという状況。加えて、県の負担割合も、2017年には180万円程度あったものが、2019年には約70万円と年々減額され、大変厳しい状況であると聞いております。

今後、三重県リハビリテーション情報センターの安定した運営が継続されるためには、県からの財政支援強化ということが必要だと考えますが、御所見をお聞きいたします。よろしく申し上げます。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 三重県リハビリテーション情報センターに対す

る支援についてお答え申し上げます。

三重県リハビリテーション情報センターには、子どもから高齢者まで幅広く包括的にリハビリテーション支援を行っていただいております。事業の内容については、先ほど議員から御紹介いただきましたので省略させていただきますが、様々な事業を行っていただいております。

県といたしましては、先ほどこれも議員から御紹介いただきましたが、地域医療介護総合確保基金や保険者機能強化推進交付金を活用いたしまして、三重県理学療法士会が実施する三重県リハビリテーション情報センターに係る事業に対して補助を行っております。

具体的な中身といたしましては、地域包括支援センター等へのリハビリテーション専門職派遣依頼窓口として、リハビリテーション専門職の登録・管理及びリハビリサービスや施設の情報発信を行う事業、地域ケア会議推進リーダーや介護予防推進リーダーの育成する事業、この二つに対して補助金を交付させていただいております。

事業の実施に係る費用については、先ほど御紹介いただきましたとおり、4分の3という補助率でございますが、県といたしましては、この4分の3という補助率につきましては非常に高い補助率だと認識しておりまして、これらの事業につきましても、引き続き、この補助金を有効に活用していただければと考えてございます。

今後も、三重県リハビリテーション情報センターが実施する事業につきましては、この補助金を活用して、必要な支援も行ってまいりたいと考えてございますが、既に4分の3という高い補助率であることから、引き続きこの補助制度で運用させていただければと考えてございます。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） 御答弁ありがとうございます。

部長、4分の3、非常に高い補助率だということをおっしゃられました。しかしながら、全体の事業費がどんどん削られてきた中での4分の3、その10分の10を補っていただいているということで、今の事業費では、なかなか

かお年寄りに対するリハビリということは提供できても、子どもや障がい者やそういうところまでの対応はできないということを聞いています。

そういった方たちにもサービスを提供しようと思うと、やはり財源を、事業費本体の幅を広げていただかないと、なかなか難しいのではないかなと思います。

そういった中で、今後、例えば、今は高齢者が多いと聞いておりますけれども、子どもや障がい者やいろいろな方に対するリハビリということも、この事業内容に組み込んで積算して、全ての事業費をアップして、そのうちの4分の3を県が負担していただける、そういうお考えがあるのかどうか、再度お聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 県といたしましては、この補助金につきましては、金額を下げるというつもりはございません。

金額については、申請をいただければ、当然申請いただいた4分の3を出させていただくという形で考えてございますので、三重県リハビリテーション情報センターからこういう要望があれば、出させていただくというのはやぶさかではございませんが、その4分の1の部分を三重県リハビリテーション情報センターで出しているという現状でございますので、そこはなかなか難しいというお話も聞かせてはいただいておりますので、また三重県リハビリテーション情報センターと話をさせていただきながら、できる限りの支援はさせていただきたいというふうに考えてございますが、事業内容によっては委託化ということも考えさせていただければなと思いますので、三重県リハビリテーション情報センターと相談の上、検討させていただきたいと考えてございます。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。

実は、三重県でも、平成18年までは地域リハビリテーション広域支援センターというのがございまして、今の三重県リハビリテーション情報センター

と大体同じような業務をされておられました。これがあれば、例えば、さっきの事業費負担ですけれども、三重県理学療法士会が4分の1を負担するというも行わなくてもよかったわけでございます。

先ほどの答弁の中で、委託ということもおっしゃっていただきました。今、全国のそういう状況をこのパネルを見ていただきたいんですけれども、（パネルを示す）ちょっと、見にくいかと思えますけれども、こちらのほうで委託されて効果を出しているという意見も多々あるわけございまして、今後、そのようなことも視野に入れて取り組んでいただきたいと要望して、この質問を終わらせていただきます。

それから、次ですけれども、介護現場におけるロボットA I活用についてお聞きしたいと思います。

我が国においては、急速な勢いで高齢化が進展する中、医療・介護費の増加や介護現場での人手不足は大きな問題となっております。こういった介護人材確保のための対策として、前回、代表質問の中で、外国人の登用、技能実習制度やE P Aについてお聞きいたしました。当然、これらの取組は必要ですが、今回は人材不足を補う新しい介護の在り方として、今、非常に注目を浴びている介護ロボット・A Iの導入についてお聞きしたいと思います。

介護ロボットの機器開発においては、平成29年から国でも進められておりますけれども、残念ながら、いろんな背景から、全国的に介護労働実態調査の結果ですけれども、そういった施設の約2.7%しか導入されていないということで、非常に残念な結果であります。今後、県内のこういった介護人材不足解消や負担軽減に取り組むために、施設と事業者等が希望された場合、県がどのように対応されるのか、そういった取組についてお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 介護ロボット・A Iの導入についてお答え申し上げます。

県におきましては、介護現場における業務負担の軽減を図るために、平成

29年度から、介護ロボット導入支援事業におきまして、介護施設等が行う機器等の導入経費に対する支援を行っておりまして、今までで延べ57施設におきまして計195台の移乗支援ロボットですとか、見守りセンサー等が導入されております。

また、昨年度から実施しておりますICT導入支援事業におきましても、17施設におきまして、介護記録や職員間の情報共有のための介護ソフトやタブレット端末等が導入されて、負担軽減に活用が図られているところです。

また、今般の新型コロナウイルス感染予防対策を踏まえまして、今年度の6月補正予算におきまして、介護ロボットの導入に係る補助上限額の引上げ、補助上限台数の撤廃、見守りセンサーの導入となる通信環境整備に係る補助の新設、ICTの導入につきましても、補助上限額の引上げや補助対象機器の拡大、また、記録等の目的で導入されましたタブレット端末をオンライン面会に使用できることとするなど、介護施設における介護ロボットやICTの導入に対する支援を拡充させていただいたところでございます。

今後は、より効果が期待されますAI技術を取り入れた機器等の利用を促進してまいりたいということで考えてございまして、さらなる負担軽減が図られるよう取り組んでまいりたいと思います。

[30番 小林正人議員登壇]

○30番（小林正人） 平成29年度から取り組んでいただいているということで、今後も、さらにこういったことにしっかりと力を入れていただくことを要望させていただいて、この質問を終わらせていただきます。

最後でございます。要保護児童対策地域協議会についてお聞きいたします。

要保護児童対策地域協議会、以後、要対協と言わせていただきます。基本的には、市町が主に取り組むことだと思いますが、昨今の児童虐待、DV等の増加に伴い、そのことを未然に防止するためには、要対協の組織の能力等を十分高めておくことが大変重要だと感じたことから、今回、取り上げさせていただきました。

要対協の内容とか、構成員とか、そういったものは少し御説明を割愛させ

ていただきますけれども、今、大変大きな社会問題となっている虐待やDV、さらには特定妊婦への適切な支援が大きく向上する中、この要対協の設置、それから拡大と、非常に重要な問題であると思います。

令和元年6月に公布された児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律について、本年4月に一部が施行されることに伴い、この要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の一部を改正し、同日より適用する旨の通知が厚生労働省から出されました。

また、これまでも児童福祉法が平成16年、19年、20年、28年と一部改正され、その都度、要対協に関する支援策等が変わってきておりますが、県はこれまでどのように関わってこられたのか。また、あわせて、令和2年度成果レポートの中の施策133、児童虐待の防止と社会的養育の推進の中での取組で、要対協の運営強化や云々とありますけれども、具体的にどのようなことをされているのかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 要保護児童対策地域協議会等の市町が取り組む対策への支援についてお答えいたします。

これまで県では、市町担当職員の相談技術の向上のため各種の研修会を開催するなど、市町の人材育成に努めてきました。また、要対協に対し運営等に関して専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、要対協の対応力の強化を図ってきました。

加えて平成28年児童福祉法改正により、市町は、子ども家庭総合支援拠点の整備に努めるものとされ、令和4年度までに全市町で設置が求められていますが、県内では現在6市での設置にとどまっています。この支援拠点は、要対協との連携等により児童虐待防止についての機能も併せ持っております。

このため、県では、拠点の早期設置に向け、立ち上げまでの進行管理などの専門的な助言を行うため、今年度から、子ども家庭総合支援拠点アドバイザー事業を実施し、地域の実情に合わせた拠点づくりを支援してまいります。

今後とも、県としましては、引き続き人材育成、拠点整備に対応することにより、要対協の事業、児童虐待防止に対して、全ての子どもとその家庭等に対して福祉に関し必要な支援が行われ、体制が速やかに各地域で整うよう取り組んでまいります。

〔30番 小林正人議員登壇〕

○30番（小林正人） ありがとうございます。

御承知のように、要対協、本当にいろいろな団体がこの中に入っておるわけですが、DVとか虐待とかそういったことに対応するために、本当にこれだけの主体が連携して、またここに専門職の方なんかも加われると、さらに未然防止や解決につながると考えますので、今後とも、ぜひ県からも、例えば財政支援とかそういったものも考えていただいて、積極的に取り組んでいただきたいと要望させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

休 憩

○副議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後 2 時10分休憩

午後 2 時20分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。13番 藤根正典議員。

〔13番 藤根正典議員登壇・拍手〕

○13番（藤根正典） 皆さん、こんにちは。熊野市・南牟婁郡選出の藤根正典です。

議長のお許しをいただきましたので、本日最終5人目の一般質問をさせていただきます。

大変お疲れのこととは思いますが、最後までのお付き合いをお願いいたします。

最初に、私からも、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々に心からお悔やみ申し上げます。また、感染された方々に心からのお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈りいたします。そして、厳しい状況の医療現場で日々対応いただいている関係者の皆さんに、学校や保育、福祉などの現場で、あるいは社会生活を維持する仕事において、感染防止対策に取り組んでいただいている皆さんに心からの感謝申し上げます。

これから、季節が秋から冬に向かう中で、次の感染拡大が心配されています。そこで、新型コロナウイルス感染症対策について、2項目の質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害、偏見・差別を許さない取組について質問いたします。

新型コロナウイルスという目に見えないウイルスとの戦いが始まり、SNS等において、感染者個人の特定につながる内容の掲載や、本人・家族への誹謗中傷、個人のプライバシーに関する情報の無断掲載、風評被害が懸念されるような情報の拡散等の行為が全国的に問題となっています。さらには、医療・福祉従事者など、社会生活の維持のために働いていただいている方たちやその家族に対しての心ない発言や差別も問題となっています。こうした行為は、情報が正確なものかどうかにかかわらず、人権侵害に当たります。

鈴木知事には、人権問題の重要性を十分認識いただいて、4月24日に、新型コロナウイルス感染症に関連する人権の尊重について、知事からのメッセージとして、県民に思いを伝えていただきました。

県内では、中華料理店に対して、事実無根の書き込みがSNSで拡散した

事例がありましたし、インターネット掲示板での不適切な書き込みが多数発生し、感染された方やその家族、関わっていただいた医療関係含め、多くの方を苦しめています。

県のホームページに掲載されている電話相談コールセンターには、人権に関わる内容を含めて、3月から8月までに約7000件の様々な相談が寄せられたと聞きました。また、同時期に人権センターにも約50件の相談が寄せられたと聞かせていただいています。

新型コロナウイルス感染症対策における補正予算の中では、広報・啓発、相談体制の拡充などにも対応いただいています。

まず、環境生活部長と教育長にお伺いいたします。

県民の不安を払拭し、人権侵害、誹謗中傷を許さない環境生活部としての取組状況、そして今後の取組についてお聞かせください。

また、人権侵害や誹謗中傷から児童・生徒を守る教育委員会としての取組の状況、そして今後の取組についてお聞かせください。お願いします。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害等の取組についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、患者やその家族、医療従事者等への差別的な行為や誹謗中傷などが発生しており、先ほど議員もおっしゃりましたが、特にSNS等のネット環境におきまして、患者個人の特定につながる情報の掲載、医療機関や患者等が所属する企業や団体等への風評被害につながるような情報の拡散、さらに同和問題や外国人等、他の人権課題と関連づけた、より意図的で悪意を持った書き込みも行われております。

このことは、重大な人権侵害であり、絶対に許されないことでありますとともに、それだけでなく、人々が体調不良を言い出せず、そのまま放置することによりさらなる感染拡大を引き起こすことにつながりかねません。

こうした状況に対し、県ではまず、知事による緊急メッセージにより、感染は自身や大事な家族にも起こり得るものであることを訴え、冷静な行動を

取っていただくよう県民の皆さんに様々な機会を通じて広く呼びかけてまいりました。

具体的には、4月から9月までラジオやテレビのスポット放送を延べ600回以上行くとともに、包括協定を結んでいるイオン株式会社の協力を得て、県内のイオンやマックスバリュ等の約80店舗の店内で繰り返しメッセージを放送いただくなどの取組を行ってまいりました。

また、4月末から県人権センターの人権相談窓口の対応を土日、祝日まで拡大し、新型コロナウイルス感染症に関する相談をこれまでに56件受け付けるなど相談体制を強化しました。

また、外国人からの相談につきましても、みえ外国人相談サポートセンター、Mi e Coの相談員を増員し、3者間通話を活用した11言語で、昨日までに295件の相談に対応するとともに、多文化共生の担当者を県新型コロナウイルス感染症対策本部に兼務配置しており、外国人の感染者が発生した際の通訳対応や多言語のチラシによる啓発活動などを実施いたしました。

さらに、ネットモニタリング事業におきましては、ネット掲示板等の差別的な書き込み等を監視し、適宜、削除要請を行っており、4月から8月末までの間に224件の不適切な書き込みを確認しております。

今後は、これまでの取組に加え、SNS等において誰かを傷つけるかもしれない情報を自覚のないまま不用意に発言、拡散してしまうということが見受けられることから、私たち一人ひとりが、新型コロナウイルス感染症や様々な情報を正しく知り、正しく恐れるための情報リテラシーを向上させる取組を進めてまいりたいと考えております。あわせて、収集したネット上の差別的な書き込みにつきましても、事例を分析して、こうした取組等に生かしていきたいと考えております。さらに、新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別の被害者等につきましても、多面的な対応が必要なケースもあることから、より寄り添った支援を行えるよう、関係機関との間で事例を共有し、適切な対応につなげるなど、相談ネットワークの機能を充実して、相談体制の強化を図っていきます。

今後も人権が尊重される三重に向け、しっかりと取組を進めてまいります。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 人権侵害から児童・生徒を守る教育委員会の取組について御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る偏見やいじめ、差別行為などの人権侵害は断じて許されず、絶対にあってはならないことです。

しかしながら、大変残念なことに、感染者への人権侵害や、誤った情報の拡散などが生じていることから、子どもたちを差別や偏見から守る取組と、子どもたちがいじめや差別を許さない意識やなくそうとする態度を身につける教育との両輪で進めることが大切だと考えています。

このため、県教育委員会では、ネットパトロールやネットみえ〜る、人権学習指導資料を活用した指導に取り組んでおります。

まず、ネットパトロールにつきましては、5月15日から平日の毎日、新型コロナウイルス感染症に係るネット上の不適切な書き込みを検索しています。検知された書き込みは、その日のうちに委託業者から県教育委員会へ報告されることとなっており、9月28日現在で45件を検知しております。

県教育委員会で報告内容を確認の上、学校や市町教育委員会、警察等の関係機関と連携して対応しており、書き込みが削除されるよう法務局に要請を行った事例もあります。こうしたネットパトロールは、LINEグループなどのSNSでの閉ざされたやり取りの検知は難しい状況がありました。このため、みんなでつくろか みえの予算、みんなつく予算で提案されましたSNSでのいじめや不適切な書き込みに気づいた場合に、スクリーンショットで撮った画像と被害情報を投稿できるアプリ、ネットみえ〜るを県独自に作成し、6月23日から利用を開始しています。

9月28日現在、アプリのダウンロード数は2758、投稿は48件で、そのうち子どもに関わる書き込みは16件です。関係する児童・生徒が分かる場合は、市町教育委員会と学校に情報共有し、被害児童・生徒を守る対応を取っています。緊急を要する場合は、安全確認、心のケアを最優先に、家庭、学校、

市町教育委員会、警察等と連携して対応しています。

また、大学生の協力も得て、ネットみえ～るを活用したSNSのパトロールや、小・中学生と高校生に対するインターネットの適正利用についての出前講座を実施します。

次に、人権学習指導資料を活用した指導については、子どもたちが、そもそもいじめなどの人権侵害をしない、許さない取組を進めるため、5月末の学校の再開に合わせて、人権学習指導資料、なくそう！新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別を作成し、県内全ての学校に配付しました。学校で様々な機会に学ぶことができるよう、短い時間でも活用できる内容とするとともに、発達段階に応じて、感染症に係る偏見や差別の問題性に気づき、なくすための行動ができるよう、実際の事例を基に、5種類の学習展開例を示しています。この資料につきましては、全国の教育委員会や学校から内容の問合せや、参考にした旨の依頼も多く受けています。

道徳科や特別活動の時間に、本資料で学んだ学校の子どもたちからは、コロナウイルスにかかった人が悪いのではないということが分かった、これは小学校低学年です。不安になるのは仕方ないけど、差別にならないようにしないといけないと思った、高校生です、などの感想がありました。

こうした声を、学級通信やホームページを通じて保護者等に発信している学校もあります。

また、夏以降、子どもや教職員の感染が確認されていることから、子どもたちが自分や友達が感染したときの行動などについて、より自分のこととして考えを深められる学習展開例を示した指導資料その2として、考えよう！新型コロナウイルスに感染したときのことを新たに作成し、学校に提供したところです。

今後、市町教育委員会や三重県PTA連合会などとも連携し、新型コロナウイルス感染症に係る差別や不適切な書き込みから子どもたちを守るとともに、不確かな情報に惑わされず、適切に行動できるようにするための教育の両面で取組を進めてまいります。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御答弁いただきました。

環境生活部長からは、具体的に啓発活動の様子も聞かせていただいております。

ラジオ、テレビのほうで600回、そしてショッピングセンター等でも80店舗での繰り返しの啓発活動ということで、知事のメッセージもその中で伝えていただきながら、進めていただいているということでした。

相談のほうも56件ですか、あったということで、M i e C oのほうへの相談も295件ということで、これは当然、人権もあれば、雇用の問題もあり、生活の問題もありということだというふうには思っておりますけれども、やはり、そういう外国につながる人たち、子どもたちの状況というのが厳しいという部分も理解させていただいています。

今後、情報リテラシー含め、他部局との多面的な相談ネットワークといったようなところにも言及していただいておりますので、ぜひ進めていただけたらというふうに思います。

教育長からも、具体的にネットパトロール、ネットみえ〜への取組のお話もいただきました。

実際に、スクリーンショットで撮った画像の中で、16件の子どもに関わる部分にも対応いただいておりますので、こういったことをこつこつと引き続き続けていただきたいという思いと、それから、子どもたちを守るという意味で大事だなというふうに改めて思っていますし、あと、子どもたちへの資料、その部分も、今言っていたように、感染した人が悪いんじゃないと、あくまで自分事として、感染した人の立場に立って考えられるというところの指導を引き続きやっていっていただきたいなというふうに思いました。

まず、教育委員会に関わる部分ですけれども、一つ、先ほど少し触れていただいたんですけれども、スマートフォンの普及とSNS環境の広がりの中で、子どもたち同士、あるいは親子が学ぶ情報リテラシー、ネットモラルについての学習の機会を、県教育委員会も研修を受講した講師を派遣する形で

これまでも実施していただきました。予算も含め、教育委員会の関わりが弱くなってきているんじゃないかというような現場の声も聞かせていただいております。今年度は、大学生の協力によって、インターネットの適正利用に関する講座を実施するというような話も聞かせていただいておりますけれども、コロナ禍の中での子どもたちにとっての必要な学習の機会として、しっかりと取組を進めていただきたいなというふうに思っております。

人権全般に関わってなんですけれども、子どもの社会は大人の社会の映し鏡であるという言葉、平成29年の教育警察常任委員会で、三重県いじめ防止条例を調査した際に、委員長として、本会議場で委員長報告にも入れさせていただきました。

今を生きる大人が発信する言葉、大人の取る姿勢・態度に接しながら子どもたちは成長していきます。その意味で、私たち大人がどんな姿勢で、どんな態度で新型コロナウイルス感染症に対してなのか、感染された方たちに対してなのか。そのことは、子どもたちの成長にも大きく影響すると思えます。

今、まさに私たち大人は、感染症に対する正しい情報に基づいた、冷静な行動、人権侵害は絶対許さないという行動が求められているというふうに思っています。

引き続き、県民の不安を払拭し、人権侵害、誹謗中傷を許さない環境生活部、そして、子どもたちを守る教育委員会としての取組の充実を進めていただきたいというふうに思います。

さて、8月24日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、分科会の下に、偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループを設置することが決まりました。そして、鈴木知事が全国知事会を代表して、このワーキンググループのメンバーに就任されています。

今回の新型コロナウイルス感染症による人権侵害、誹謗中傷を許さない強い思い、そして、この問題の解決に向けた方向性について、知事のお考えをお聞かせください。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害、偏見・差別、そういうものに対する思い、それから、問題解決に向けた取組ということで答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があります。そのような中で、感染された方やその御家族、医療従事者等への不当な差別、偏見、いじめ等は、人権侵害であり許されないものです。

また、県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、勇気を持って情報を公表いただいた方や企業等に対し、個人を特定しようとする行為や誹謗中傷等が行われるようなことはあってはなりません。戦うべき相手はウイルスであり、私たちの隣人ではありません。差別・偏見が社会の分断やあつれきを生まないように、三重県の持つ多様性の尊重と受容という素地を生かしつつ、一人ひとりを大切にし、お互いを思いやる社会の実現に取り組んでいきたいと考えております。

このような思いの下、新たに感染症対策条例（仮称）を制定し、基本理念や条文の中で、差別をなくしていくための取組を具体的に掲げるとともに、教育啓発活動等を通じた正しい知識の普及を進めていく旨を明記します。これを踏まえ、国や市町、関係機関等と連携しながら、人権教育・啓発活動を積極的に展開していきます。

また、相談体制については、新型コロナウイルス感染症に関して、人権や外国人等に対応した窓口を設置しているところですが、引き続き、様々な相談に対応していきたいと考えています。

さらに、インターネット上の差別的な書き込みについては、監視と削除要請等の対応を引き続き実施するとともに、情報リテラシーに関する教育、啓発にも取り組んでまいります。

また、先ほど議員から御紹介いただきましたように、本年8月、新型コロナウイルス感染症対策分科会の下ワーキンググループに、私が全国知事会の代表としてメンバーに就任しました。これまで、2回会議が開催されまし

た。実際に発生した偏見・差別の対応事例や、自治体での取組事例等を2回の会議に、2回とも私からプレゼンテーションさせていただいて紹介させていただくとともに、これらの取組から見えてきた課題・論点として幾つか挙げさせていただきましたが、例えば、政府を挙げた省庁横断的な取組、あるいは新型インフルエンザ特措法には、この偏見・差別という文字は1文字もありませんので、そういう特措法や感染症法の改正、あるいは新型インフルエンザのときに、リスクコミュニケーションのためのガイドラインをつくっていたんですが、今回は全く活用されませんでしたので、それを今回の教訓を踏まえて新たに改正し、活用する。あるいはSNS上での差別書き込み等の拡散防止対策の必要性、例えば、大手SNSほど、この削除要請になかなか応じないというような事実もあつたりしますので、そういうこと。それから、地方がこういうことに対して取り組む、その財政支援など提言させていただきました。

現在、偏見・差別に関する全国調査を実施しており、調査結果を10月に予定されます第3回ワーキングに報告することとしています。地方の実態や声をしっかりと国へ届けるとともに、国や地方自治体の政策に的確に反映できるように取り組んでまいります。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御答弁ありがとうございました。

県が進めている感染症対策条例（仮称）についての考え、そしてワーキンググループの一員として、国の施策にもしっかりと提言していきたいという思いも聞かせていただきました。

知事も、今、答弁していただきましたけれども、やっぱり偏見・中傷、差別を受けている被害者、その方たちが悪いわけではないと、その方たちに寄り添った支援をしていく枠組みの整備というのが何より必要だというふうに感じています。

今、進めていただいている感染症対策条例（仮称）についても、ぜひ、他県の条例も参考にさせていただいて、今、答弁いただいたように、不当な差別

的取扱い、誹謗中傷、プライバシー侵害を絶対にしてはならないという強い人権に対する言及を内容に入れていただきたいというふうに思います。

また、新型インフルエンザ特措法、感染症法の改正の必要性についても触れていただきました。感染された方やその家族、関係者からの差別に関する相談に適切に対応する体制、そして差別事象の実際の解決につながる体制の整備という部分も必要だというふうに私も思っています。

ぜひ、ワーキンググループでの知事のこれからの活躍に期待したいと思います。

そして、今回、質問させていただいたような新型コロナウイルス感染症による人権侵害、誹謗中傷を許さない県の取組を引き続き強く進めていただくということが、県内に存在するであろうあらゆる差別、女性に対する差別であったり、障がい者、外国人に対する差別、部落差別、様々なそういったあらゆる差別の解消につながっていくような方向で、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

二つ目の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問は、感染された方たちに寄り添う姿勢について伺います。

東京の医療情報提供サービス会社が、8月に医師に実施した調査の結果で、コロナ禍での生活環境変化の影響で増えた疾患について、4割近くの医師が精神疾患を挙げたことが、先日、伊勢新聞にも掲載されていました。

新型コロナウイルスという未知のウイルスへの感染に誰もが大きな不安を抱いています。社会に不安が渦巻く中、感染された方たち、その御家族の皆さんは、陽性が確認された段階で、あるいは入院生活の中で、そして退院後も、感染したことで家族はこれからどうなるのだろう。仕事、雇用はどうなるのだろう。御近所との関係は、そしてSNSなど誹謗中傷を受け、つらい思いをするのではないかなど、不安でたまらない状況に置かれることになるのではないのでしょうか。

もちろん、検査から入院、そして退院まで、大切な医療的ケアは、多くの関係者の皆さんの献身的な努力でしっかり対応いただいています。しかし、

感染された方たちの不安でたまらない状況を、少しでも解消、解決に結びつける方法はあると思います。

県のホームページのトップに相談窓口の電話番号を掲載していますので、そちらへお電話くださいでは対応としてはよくない。感染された方たちの個人情報、当然、きちんと管理していただいています。お願いできる方や方法は限られています。

医療保健部長にお伺いします。

感染が判明した段階か、入院中あるいは退院後に、感染された方たちの様々な不安を取り除くようなサポートは既にされているのでしょうか。されていないなら、ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思います。制度上できる範囲は非常に限られているとは思いますが、感染された方たちへのサポートの在り方、寄り添う姿勢、方法についてのお考えをお聞かせください。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 新型コロナウイルス感染症に感染された方に対するサポートについてお答えを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により、思いがけなく入院することとなった方やその御家族につきましては、心配や不安で、大変なストレスを感じておられると思います。また、退院後もしばらくは再発の不安を抱えながら生活される方もみえると思います。

こうしたことから、感染された方やその御家族、濃厚接触者となられた方などには、保健所が最初の窓口となるということでございます。積極的疫学調査時や、入院時、入院中や退院後も、医療面や生活面等で不安に感じられることにつきましては、これまでも保健所におきまして相談に対応するとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、感染された方等のサポートを行っているところでございます。

実際、様々な相談が保健所の職員に寄せられておりまして、退院後に保健所のほうにお世話になりましたということで、お礼に見える方もみえるというふうにお聞きしております。

また、退院後の不安が解消できるようにということで、生活上の留意事項や、せきや発熱などの症状が出た場合の相談先となる帰国者・接触者相談センターの連絡先を明記したチラシを退院時に医療機関を通じてお渡ししているところがございます。さらに、こころの健康センターが入院された患者様や御家族に向けて作成しましたこころのケアというチラシを必要に応じてお配りしております、こころの健康センターのほうでも相談に対応させていただいております。

今後は、保健所において、患者の方やその御家族に寄り添った対応を引き続き行っていくのは当然でございますが、これまでお渡ししている医療面での相談に係るチラシに加えまして、先ほど御紹介させていただきましたこころのケアに係るチラシを、入院時に可能な限り、なかなか難しい場合もございますが、可能な限りお渡しすることで、患者やその御家族が相談しやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、市町が行う患者への支援事業に係る情報の提供でありますとか、関係機関との連携等によりまして、患者やその御家族のサポートを行っていきたいと考えてございます。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御答弁いただきました。

現在も、退院後のケアであったり、あるいは心の対応も含めてできる範囲でしていただいているという状況も確認させていただきました。

先ほど、小林議員からも保健所の職員なり、体制の充実という質問がございました。私も同様の思いでございまして、保健所の職員の皆さんが、しっかり、今、対応していただいている。その中で、医療機関、保健所の職員の皆さんの負担にならないような形で、感染された方たち、その御家族の皆さんの不安を少しでも取り除く、少しでも安心を伝えられるサポート、そういった意味で、先ほど説明いただいたような、紙ベースなり何なりで相談窓口なり、そういったことをきちっと明記したもの、そして、そこから窓口として、雇用であったり、生活であったり、いろんなところへの相談が進んで

いけるような形のを、ぜひ御検討いただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

2番目の質問です。

オンライン教育の推進について質問いたします。

小・中学生1人1台の端末整備を含む国のGIGAスクール構想が進められています。県も各市町も、学校のICT環境整備が急務となっています。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、政府は、緊急事態宣言を发出、学校は突然の休校、臨時休校となり、コロナ禍は、卒業式を含め年度末を、そして大きな希望を胸に迎えるはずであった新学期を直撃しました。

一斉休校が続く中、学習の継続と教育の機会確保において、オンライン学習が注目を集めました。様々な制約や不安もある中、スタートしたオンライン学習は、大学や高等教育機関においては、その有効性が示される中、実施方法やその在り方、そして学生へのストレスなど、問題も明らかになっています。

今春の緊急事態宣言時の県立学校におけるオンライン学習の実施状況、成果と課題についてお聞かせください。また、実施時におけるパソコンやタブレット、そして通信環境など、経済的に厳しい家庭の生徒への対応はどうだったのか、お聞かせいただきたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○**教育長（木平芳定）** 臨時休業期間の県立学校におけるオンライン教育の実施状況、それから、家庭で通信環境が整わない生徒への支援について御答弁申し上げます。

県立学校でのオンライン教育につきましては、3月初めからの臨時休業を4月以降も続けなければならない状況にあったことから、子どもたちの学びを継続するため、全ての学校で取り組むこととしました。

このため、各学校では、児童・生徒一人ひとりに、オンラインを活用するために必要なIDを配付し環境を整えるとともに、学級ごとにオンライン教

育用の時間割を組み、5月の連休明けから順次開始し、5月末まで実施いたしました。その間、毎朝ホームルームを実施して、生活リズムの確保や健康確認を行い、授業は週に3日程度午前中に行うことを標準として、学校の実情に応じて実施いたしました。

また、進路や学校生活などの不安解消のため、全ての児童・生徒への面談も行ったところです。

こうしたオンライン教育により、休業が長期に及ぶ中でも、児童・生徒の状況を把握し、生活リズムを確立するとともに、家庭においても計画的に学習を進めることができたなどの成果がありました。また、ふだん学校へ登校できない児童・生徒がオンライン学習には参加できた例も見られました。

高校の生徒からは、分からないところを繰り返し聞くことができ、自分のペースで取り組めた、先生や友達の声聞くことができ、安心した、特別支援学校では、歌やダンスの動画を見て楽しく練習できたといった声がありました。

一方、課題としては、オンライン授業は対面と比べ、児童・生徒の反応が見えにくいことや、教員のICT活用スキルに差があること、学校によっては、多くの児童・生徒が同時に動画を利用する際に、画像が途切れることもありました。また、50分のライブ授業に負担を感じる生徒もおり、授業内容を工夫する必要があります。

特別支援学校では、保護者に機器の操作をお願いしなければならない状況もあります。

次に、通信環境が整わない児童・生徒への支援についてです。

高校では貸出し用のパソコンと通信機器を補正予算で整備し、パソコンやスマートフォンを有しない生徒に貸し出しました。通信費は、家庭での負担をお願いいたしましたが、学校のパソコンを使用できるようにしたり、授業を録画したDVDを貸与したりするなどの対応を行いました。

特別支援学校では、通信が可能なタブレット端末を貸与したところです。

こうした臨時休業中の取組により、全ての学校でオンライン授業を実施で

きる環境になったことから、学校再開後もこの環境を活用し、不登校や病気療養で登校できない児童・生徒と保護者に、自宅などでオンラインにより学習できる旨を丁寧に説明し、希望に応じ授業をライブで配信したり、録画した授業を視聴できるようにしています。

また、警報が発令され休校となった際に、課題プリントをオンラインで送るなどの活用も始めたところです。

今後も、大学や海外、他県の学校とつながった学びなど、様々な活用方策が考えられることから、オンライン教育がどのような学習でより有効であるかなどについて、さらに検討し、子どもたちにとってより効果的な学びの実現につながるよう取り組んでまいります。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御答弁いただきました。

オンラインホームルームですか、やはり、子どもたちが通学できない中で、子どもたちの健康状態であったり、顔を確認しながら状況を把握するというのは、非常に役に立ったんじゃないかなというふうに私も思っています。

やはり、国の通信費に関する補助は、県民税所得割、市町村税所得割の非課税世帯に対しては補助があったというお話も聞かせていただいておりますが、やはり通信費の負担といったようなところがネックかなというふうに思っております。

これから、少し、先ほど最後にも触れてはいただいているんですけども、オンライン教育は、通常の教育課程で、実際に充実を進めていかなければならない。そして、感染症であったり、あるいは災害時の学校が臨時休校となった場合でも有効であるということですので、全ての子どもができるだけ同じ条件で受けられる仕組みや体制づくりを進めなければならないと思うんですが、今後のオンライン学習充実に向けて、もう少しお考えをお聞かせいただけたらと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 今後の県立学校における、まずICT環境の整備なん

ですけれども、令和2年度中に、無線LAN環境、普通教室への電子黒板機能付プロジェクター、それから学習用の情報端末の整備を進めているところであり、これに加えまして、今般のオンライン教育での課題を踏まえ、全ての子どもたちが円滑に動画等を利用できるように、学校の回線容量を増強したいというふうに思っております。

また、教員一人ひとりのICT活用力を高めるために、8月から県内のIT関連企業の方に御協力いただいて、ICT支援員として全ての県立学校に専門家として派遣し、教員のスキルアップ研修、あるいは各学校の要望を踏まえた技術サポートを進めております。

それから、議員から御紹介もありましたけれども家庭での通信費につきましては、住民税所得割の非課税世帯を対象とした高校生等奨学給付金について、家庭での通信費に相当する年額1万円を新たに追加支給する補正予算を本定例会議にも提案させていただいているところです。

特別支援学校におきましては、6月から要保護世帯を対象に、1人1万円が上限ですけれども、特別支援教育就学奨励費の追加補助を行っております。

こうしたオンライン教育に係る家庭での通信費の負担なんですけれども、全国的な課題でございますので、6月に、国において財政措置がなされるよう要望したところですが、今後も全ての子どもたちの学びを保障できる環境が実現できますよう、引き続き要望してまいります。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） ありがとうございます。

オンライン学習に関わって、教職員の研修、当然必要だというふうにも思っておりますが、しっかり研修もしていただかなあかんのですけれども、やはりパソコンに堪能であったり、ICTに堪能な教職員の負担ということろにつながるような形をお願いしたいと思います。

ICT環境をサポートするスタッフ、あるいはメンテナンス対応の業者等の派遣等の充実もお願いできたらというふうに思います。

続いて、現在、県内の小・中学校においてもICT環境の整備が進んでお

ります。小・中学校でのオンライン教育の推進について、今後、教育委員会としてどうサポートしていくのか、引き続き、お聞きしたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○**教育長（木平芳定）** 小・中学校におけるオンライン教育の実施についての県教育委員会の支援について御答弁申し上げます。

県教育委員会では、8月に各小・中学校がオンライン教育を実施する場合の参考になるよう、県内外の先進事例も踏まえ、同時双方向型やオンデマンド型のオンライン教育の具体的な手法、留意点をまとめた実践ガイド集を提供いたしました。

さらに小・中学校の教員がオンライン教育のノウハウを身につけるため、6月にオンライン授業の進め方の研修を行い、各市町から566人の教員や指導主事が参加いただいて、県立高校の実践事例等を学びました。その後も、機器の具体的な操作方法や、同時双方向型のオンライン教育に係る研修を、いずれもリモートで実施しています。

来年度から、小・中学校で児童・生徒1人1台の学習端末が整備されますことから、全ての市町でICTを効果的に活用した教育ができるよう、ちょうど昨日ですけれども、9月29日に子どもたちの学びの質向上のためのICTの利活用、教員の実践力向上の方策について協議を行う各市町と県教育委員会の担当者により、小中学校におけるICT教育推進連絡会議を立ち上げました。

今後、月1回程度開催し、この中で効果的なオンライン学習の方法や留意点などについても検討を進めてまいります。

今後も市町教育委員会のニーズや課題を丁寧に把握しながら、必要な支援に取り組んでいきます。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○**13番（藤根正典）** 御答弁いただきました。

環境整備はもちろんですけれども、やはり、市町ともしっかりと連携を取っていただきながら、私は、経済的な格差が教育格差につながっては駄目

だと思っておりますので、不利な子どもたちの学習機会を保障するという意味での対策をしっかり充実しながら、市町との関係、そして子どもたちへのオンライン学習を進めていただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

3番目の質問に移らせていただきます。

航空レーザ測量データのさらなる活用について質問いたします。

まず、このフリップですけれども（パネルを示す）3年前に提示させていただいたのと同じなんですけれども、航空レーザ測量は、航空機から地上に向けてレーザを照射して、その反射地点の地表面や、地面の物体の3次元的位置、構造を広範囲に取得する測量技術になります。

照射したレーザは、（パネルを示す）当たった物質を次々に認識し、最初に、林冠で反射して返ってきたものがファーストリターン、最後に地表などで反射されて返ってきたものがラストリターンなどと記録されます。

ファーストリターンを解析することで、その下にありますような形で、様々な樹種や樹高、材積などの森林情報を得ることができます。そして、（パネルを示す）ラストリターンを解析することで、露岩地や崩壊地、湧水地、正確な斜面凹凸などの地形情報や既存の施設情報を良好な精度で、広範囲に得ることができます。御覧いただいたように樹木を通過させておりますので、林道や作業道、あるいは土砂崩れの場所等が明瞭に把握することができます。このデータをぜひ活用してほしいという思いから、平成29年12月に質問させていただきました。

当時、農林水産部長からは、航空レーザ測量については、地形を判読することができる森林の立体地図の作成などにおいて、十分に活用が可能なものであるので、データの取得と活用を検討していきたいと御答弁いただきました。そして現在、みえ森と緑の県民税基金事業として、災害に強い森林づくりのための森林情報基盤整備事業を令和元年度から実施していただいております。

その森林情報基盤整備事業による航空レーザ測量のこれまでの成果と今後

の取組について、進捗の見込みなども含めてお伺いしたいというふうに思います。お願いします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、航空レーザ測量のこれまでの成果と今後の取組等について御答弁させていただきます。

先ほども御紹介ありましたように、航空レーザ測量により取得しました詳細な森林資源情報であるとか精度の高い3次元地形データなどの情報を活用して、効率的かつ効果的な森林整備であるとか、あるいは災害に強い森林づくりを進めるということで、県では令和元年度から先ほどの御紹介あった事業によりまして、航空レーザ測量に着手をしております。

令和元年度は、津市、伊賀市、名張市、尾鷲市、大台町、紀北町の6市町において、約6万6000ヘクタールの測量を実施いたしました。また、今年度については、鈴鹿市、亀山市、度会町において、約2万5000ヘクタールの測量を実施しているところでございます。

これらにより、県内約35万ヘクタールあります民有林のうち、およそ25%に当たる約9万ヘクタールの測量が完了するということになってございます。

今後の進捗につきましては、できる限り早期に県内全域の測量を完了し、効率的かつ効果的な森林整備につなげていきたいと考えておりまして、引き続き、みえ森と緑の県民税を財源として活用しつつ、国に対して航空レーザ測量に係る支援の継続を要望してまいります。

なお、測量箇所決定に当たりましては、市町や林業事業者におけるデータ活用の意向や、森林の分布状況等によって優先順位づけを行うなど、計画的に実施していきたいというふうに考えてございます。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御答弁いただきました。

令和元年度と今年度で県内の民有林ですか、森林全体の25%をカバーしていただいたということで、市町と連携しながら事業を進めていただいているということが分かりました。

今後、御答弁にありましたように、みえ森と緑の県民税の活用と、それからもう1点、やはり国の予算というものも大きいんだろうというふうに理解しております。どこの市町も、森林経営管理制度というものが始まって、そして森林環境譲与税の市町村等への譲与と、それと併せて、管理制度が始まったというところで、各市町の要望もあるんだろうというふうに思いますので、その優先順位も含めて、しっかり対応していただけたらというふうに思っております。

3年前の質問では、そのことに関わって、航空レーザ測量のデータを活用した効率的な森林整備や保全の方法等についても検討していくということと、あと、みえ森林・林業アカデミー等において専門知識を持った人材育成にも努めていきたいという御答弁をいただきました。

そこで、林業事業者や市町との連携含め、航空レーザ測量データを活用した今後のさらなる事業展開について、お聞かせいただけたらと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、林業事業者や市町との連携も含めまして、航空レーザ測量データを活用した今後の展開の可能性ということで御答弁させていただきます。

航空レーザ測量を実施することによりまして、先ほども御紹介ありましたように尾根や谷の位置、それから山腹の傾斜といった詳細な地形の状況であるとか、樹木1本ごとの樹高や直径、あるいは隣り合う樹木との間隔など、これまで得ることができなかった詳細な森林の状態を把握することができます。このため、これらのデータを活用して、山腹崩壊や流木発生の可能性が高い箇所抽出、早期に間伐が必要な箇所抽出、正確な森林資源情報の把握、森林境界の明確化等の作業が実際に現場に行かなくても、効率的、効果的に行うことができるようになります。

このため、県では航空レーザ測量により取得した情報を、クラウドサーバを経由します森林GIS等を通じまして、市町及び林業事業者と共有しておるところでございます。

また昨年度は、市町の森林ビジョンの策定や森林経営管理制度における意向調査を優先して実施する地域の検討の参考となりますよう、これらの情報を活用するモデルを市町や林業事業者と共同で作成し、今年度から普及に取り組んでいるところです。

既に熊野市ではこのモデルを利用して、森林・林業ビジョンの作成に取り組んでいただいております。

こうした中で県内の林業事業者が、県の地域機関と合同で、林業現場における航空レーザ測量情報の活用方法についての勉強会を開始するなどの動きも出てきております。さらに、みえ森林・林業アカデミーでは、GISの活用など先進的なデジタル技術を学べる講座を提供し、林業事業者の皆さんに学んでいただくなど、航空レーザ測量で得られる情報を効果的に活用できる人材育成も進めておるところでございます。

今後、林業や木材産業を持続可能なもうかる林業へと転換していくためには、ICT技術を活用した作業の省力化や効率化、安全性の向上を図るスマート化に加えまして、正確な資源情報に基づく計画的な生産体制の構築を進めていく必要があると考えております。

航空レーザ測量から得られるデータは、こうした取組において欠かせない重要な情報基盤でありますことから、県内全域での航空レーザ測量の早期完了を目指しますとともに、災害に強い森林づくりなどの森林の保全と林業振興の両面で、データを有効に活用できるような体制を構築してまいります。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） 御答弁ありがとうございました。

林業事業者や市町としっかりと連携していく中で、危険箇所の把握、そしてその対策、あるいは、境界の確定というようなところで活用していきたいというお話、それから森林・林業アカデミーでの人材育成、しっかり進めていただきたいと思っております。クラウドサーバを通じて情報共有を進めていくということで、ぜひ市町や林業事業者の方が使いやすいものにしていただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。

熊野市は、御紹介いただきましたけれども、国土交通省が実施したデータを活用して、森林・林業ビジョン構築を進めております。

ただ、これは9年前の紀伊半島大水害の後に、実施したデータを基にしておりますので、少し時間がたってきているのも事実でして、県も協力して、できれば新しく測量したデータから解析することで、森林・林業ビジョンができたらよかったんじゃないかなというようなところはちょっと思っております。

津市でも国のモデル事業で、このデータを利用して、山間部の境界確認する地籍調査事業を実施しているというお話も聞かせていただいております。課題を整理していただいて、広く水平展開していく、そういったことになればというふうに思っております。

航空レーザ測量データを活用することで、様々な分野での新たな事業、施策の展開に大きな可能性があると思っております。

県土整備部や防災対策部におかれても、もっともっと関心を持っていただきたいということも併せてお願いを申し上げたいというふうに思います。

最後の質問に移らせていただきます。

地元、紀宝町浅里地区の地すべり対策について、お伺いします。

9年前の大水害で、大きな被害を受けた浅里地区ですけれども、紀宝町が飛雪の滝キャンプ場を開設し、知事にもおいでいただきました。

今年も、コテージやテント村とも、多くの家族連れやグループでにぎわっております。

そんな浅里地区ですけれども、現在、集落の背後の山腹の地すべりが非常に危険な状態になっております。平成24年に亀裂が発見され、平成27年に地すべり対策工事を実施していただきました。今回はその隣の斜面が地すべりを起こしています。

平成29年に発見された亀裂を経過観察し、今年度農林水産部が地質調査と測量設計を実施し、来年度対策工事を行うということで、予定していただいていたんですけれども、梅雨の長雨、大雨により、一気に地すべりが進み、

7月には最大1時間で89ミリメートルを滑るといったような日もございました。

先日9月25日の大雨では、時間雨量120ミリという雨が降ったこともあって、さらに、地すべりが進んでいます。フリップですけれども、（パネルを示す）これは農林水産部が作った資料ですけれども、ちょっと見にくいですが、前回平成24年に滑ったのがこちらの左側の斜面になりまして、そこを対策工事していただいて、今回、地すべりが見えているのはその東側の斜面ということになります。

これは、（パネルを示す）先ほど見せた図面の9番の位置になります。林道の状況なんですけれども、去年の10月29日、そして今年の7月7日、8月31日、先日の大雨の後の9月26日ということになっておりますが、大変、もう向こうの山から押されてきているという状況を確認いただけるかなというふうに思っております。

最後に、（パネルを示す）これは今の場所の近くですけれども、8番のところになります。これは村落内の町道になりますけれども、10月29日、反対側から撮った写真になりますが、まだまだ車が通れるような状況ではあったんですけれども、それが山が押されている関係で、コンクリートが剥がれて、9月26日はそこにあるような状況になっております。

稲垣副知事、そして廣田副知事には、現地調査にも出向いていただきまして、ありがとうございました。

そして、緊急的に地すべりを抑止し、早期の調査に入れるようにするための集排水ボーリング17本を、今月10日に設置完了いただきました。また、県道小船紀宝線には、地すべりによる土砂崩れに備え、熊野建設事務所が仮設道路を設置、今月の17日午後には供用を開始していただいております。この間の県の迅速な対応には非常に感謝いたしております。

しかし、地域の皆さんは、連続しての地すべりであることと、それから今回の地すべりの規模が前回は大きく上回っている、今にも崩れそうな状態にあるということに不安を募らせております。

そこでお伺いします。

浅里地区の地すべりに対する現状認識と今後の具体的な対策についてお聞かせください。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、浅里地区の地すべりに対します現状認識とそれから今後の具体的な対策についてということで御答弁させていただきます。

当該地すべりは、浅里集落を東西に分断するように発生しており、令和元年9月の台風等による変位により、現在、町道や林道が通行止めということになってございます。

また、地すべり地の上方には、浅里地区の専用水道施設があり、下方には指定避難場所である浅里生活改善センターや、県道小船紀宝線などの生活に欠かせない施設がありますほか、主要な観光施設である飛雪の滝キャンプ場へのアクセスという問題もございまして、地すべり被害が拡大しますと、浅里地区の断水の発生であるとか、あるいは孤立化といったような住民生活や観光客等への影響は甚大なものというふうに思っております。

このことから、早期の復旧に向けまして工法を検討いたしますため、本年5月から地質調査及び解析業務を開始し、6月には地域の皆さんの安全・安心な暮らしを確保するため、現地に地盤伸縮計を設置いたしまして、クラウドを通じて関係者が観測データをリアルタイムで確認できるようにいたしました。さらに、急激な動きを感知した場合は、メールで住民の方に危険を周知できる体制を整備し、また、地域住民の方を対象に説明会も行わせていただきました。

しかしながら、7月の豪雨で、県道の近接部にも地すべりの影響が確認されたため、専門家の意見も参考に、地すべりの原因となります地下水を排水する応急対応工事を、7月21日から緊急的に実施したところでございます。

応急対応工事によりまして、降雨に伴う地すべりの動きはおおむね抑制できておりますが、今後、拡大することも想定されますことから、追加的に地

下水を除去する工事を早急に実施することといたしております。

また、恒久的な対策工事につきましては、国への働きかけにより必要な予算を確保し、予定よりも前倒して年度内に着手したいと考えております。

今後引き続き専門家の御意見を聞きながら、紀宝町等関係機関と連携をし、住民の安全・安心を最優先にして早期かつ計画的な復旧に取り組んでまいります。

〔13番 藤根正典議員登壇〕

○13番（藤根正典） ありがとうございます。

前回の地すべりの部分も含めての対応となります。慎重に、そして十分に調査していただいて、住民にとって安心・安全な抜本的な対策工事となりますようお願いしたいというふうに思っております。

何せ、にほんの里100選に選ばれている浅里であります。地域の皆さんも活性化に大変熱心に取り組んでいただいているところでありますので、ぜひよろしくお願いいたします。

時間が参りましたので質問を終結いたします。ありがとうございました。

（拍手）

休 憩

○副議長（服部富男） 本日の質問に対し、関連質問の通告が3件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時30分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。

最初に、稲森稔尚議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。28番 稲垣昭義議員。

〔28番 稲垣昭義議員登壇・拍手〕

○28番（稲垣昭義） 新政みえ、四日市市選出の稲垣昭義です。お疲れのこととは思いますが、10分間お付き合いをよろしくお願いいたします。

稲森議員から、公民連携を目指すSDG s 推進窓口の在り方についてということで質問でしたが、時間が足らなかったこともあって、富永さんの写真を出して、そして、外へ出てやってくださいという要望にとどめられましたので、私から改めて、幾つかお聞きさせていただきたいなというふうに思います。

このSDG s 推進窓口は、そもそも誰のための窓口なのか、まずお答えいただきたいと思います。そしてまた、どういった目的というか役割を担っているのか、どういった期待をしているのかということも併せてお答えください。それから、5月から開設されていると思うんですが、これまでの活用実績等がございましたらお答えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、SDG s 推進窓口について御答弁させていただきます。

SDG s 推進窓口は、企業や団体、大学など多様なステークホルダーとのパートナーシップの活性化を目指し、本年5月、戦略企画部企画課内に開設いたしました。

窓口は、県との協働を申し出ていただいた企業等の提案を聞きまして、庁内のふさわしい部局とマッチングしていく役割を担うものですので、当然ながら、窓口は多様なステークホルダーのためにあるというふうに考えております。

開設以降、昨日までに20件を超える問合せをいただいております、この窓口から既に第1号の取組が具体化しております。

これは8月末に発表しましたマックスバリュ東海株式会社との連携事業なんですけれども、三重県にゆかりのある対象商品を積極的に販売する「三重県ありがとう」キャンペーンを行っていただいて、その売上げの一部を県の健康づくり事業に寄附いただくというもので、地産地消と健康づくりにダブルで寄与する取組となっております。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 誰のためのかというのは、多様な主体、そしてそのパートナーシップのための窓口だということで、それから、県の各部署と企業をつなぐということが目的というか、そういうための狙いでやっているということで、実績20件の相談があるということでしたが、先ほど稲森議員からもありましたように、企業にどのような形で告知されているのかということもお聞きしたいんですけれども、その窓口の対象となるところに対して、やっぱり告知がちょっと弱いんじゃないかなというふうに思っています。今、お聞きすると20件はそういう相談があるということで、アンテナをしっかりと張っていただいております企業から、それでもそれだけ問合せがあるのだなということを見ると、もっと告知、周知を、力を入れてやれば、この窓口というのは非常にもっと効果的なものになるんじゃないかなというふうに期待しますが、今後の在り方として、どのように考えているのか。というのは、今、県庁内に置いてあるということですが、例えばそういう企業とかの窓口にしたということであれば、もっと県庁から、先ほどの話じゃないですが、外へ出て行って、その窓口を外に設置するというのも一つの方法かと思えますし、告知をもうちょっと力を入れる、周知を、力を入れるということも一つかも分かりませんし、加えて、もう1点は、県との窓口ということでしたけど、私は前回の代表質問だとか、一般質問のときに、できたらそういう県の役割としては、県と企業をつなぐだけじゃなくて、市町のいろんな課題を解決するために、企業と一緒にそこがパートナーシップを組むような、その

橋渡しの役割を県はやるべきじゃないかという提案もさせていただいたんですが、できればこの窓口は、市町と企業との連携の窓口でもあってほしいなというふうに思っていて、そういう意味では、横浜市とか、あの当時、滋賀県とかの例を挙げさせていただいた記憶があるんですけど、そういう形の中間支援組織的な役割を担ってほしいという提案も、あのときさせていただいたんですが、そういうことも今後この窓口で検討されているのかどうか、その辺りもお答えください。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、SDG s 推進窓口の広報等について御答弁させていただきます。

社会へのSDG s の浸透を背景に、企業等の県政への参画意識が高まることが期待されていますので、こうした流れを着実に受け止めるためにも、企業等が県に対し連携についての相談や提案を行いやすくなるように、窓口の在り方を工夫することは大変重要と考えております。

そこで、社会的課題の解決に向けて、企業等に幅広く参画いただけるように、例えば、各部局における企業等との協働・連携に係るニーズを把握して、ホームページで発信するといったことや企業等が提案しやすい環境整備を行うといったことについて、検討を進めていきたいと思っております。

それから、窓口の名称、これは稲森議員からも御指摘がありましたけれども、公民連携の取組につなげる窓口であることが理解されやすくなるように、例えば、公民連携窓口を併せて表記するなどの改善を図っていきたいと思っております。

広報につきましては、現在ホームページのみですけれども、今年、SDG s 未来都市に指定されたこともございまして、事業も行いますので、そうした中のあらゆる機会を捉えて、普及啓発を図っていきたいと思っております。

先日、私にも、民間企業から講演の依頼があって、その中でもしっかりとアピールさせていただいていますので、そういった形であらゆる機会を捉えていきたいと思っております。

あと、中間支援的なものを庁外に設けるという御提案をいただきましたけれども、これは、今回5月に庁内の窓口を設置したところでもありますので、まずは情報発信を充実させて、この窓口をしっかりと運営して、より幅広く協働・連携が進むよう努めてまいりたいというふうに考えておりました、今後、しっかりその辺は考えてまいりたいと思います。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 今後も期待したいなというふうに思います。

最後に、知事に少しお聞きしたいんですが、今、戦略企画部長からのお話もありましたようにやっぱり企業とかが、地域のそういった社会的課題に対して、どう関わろうかというスタンスで思っている企業も増えてきているというお話もありましたように、よくCSRという言葉がありましたけど、社会的責任を企業はどう果たしていくかということに加えて、最近ではCSVという言葉もあって、共通価値の創造ということで、企業の利益の中から社会貢献するだけじゃなくて、企業の本業自体で社会貢献をしていこうというような流れが出てきているということです。

特にこのコロナ後の社会ということ考えたときに、私はこのSDGsの持続可能な社会という理念というのが非常に重要なキーワードになるというふうに思っています、実際、先日も新聞を見ていましたら、ESG投資という、やっぱり共通価値を創造したり、あるいは社会的責任を負おうとしている企業に投資が集まる、集まりやすくなっている。そういうことも急速に伸びているということも記事になっていましたし、第一生命だったかが、4000億円ぐらいをESG投資に回すんだという記事も出ていました。

そういったアンテナの高い企業がある中で、やっぱり三重県自体は、特に小さな市町とかには、たくさんの地域課題があります。それとその企業のニーズをしっかりとつなぐということが本当に大事だというふうに思っています、この取組を、ぜひ県がやって、そういう役割を果たしていただきたいというふうに思うんですが、知事の思いをお聞かせください。

○議長（日沖正信） 答弁は簡潔に願います。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） このSDGs推進窓口を活用して、今、稲垣議員がおっしゃっていただいたような企業との連携の取組が、県においても、市町においても進んでいくように、取り組んでいきたいと思います。

そのためには、先ほど福永部長から答弁しました広報とともに、この窓口を使うとこんなことができたということも、要は広報の中身、そういうことをしっかり、さっきのマックスバリュ東海株式会社のこととか、また先ほどのCSVにつながるよとか、そういう中身も事例もしっかりやっていくことで、この窓口を使えばこんなことが実現できるということを知っていただくような広報にもしっかり力を入れていきたいと思います。

[28番 稲垣昭義議員登壇]

○28番（稲垣昭義） ありがとうございます。

みえ県民力ビジョン・第三次行動計画のこのSDGs、柱ということで、未来都市の脱炭素も一つだと思いますし、この推進連携窓口というのも非常に大きな柱になるんだろうと思いますので、今後の取組を期待いたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 次に、中瀬古初美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。44番 津田健児議員。

[44番 津田健児議員登壇・拍手]

○44番（津田健児） 津田健児でございます。中瀬古議員や杉本議員におだてられて、一般質問じゃなくて、関連質問させていただきたいと思います。中瀬古議員の一般質問に関連して、関連質問をさせていただきたいと思います。

さっき、中瀬古議員の話にもちょっとあったんですけども、四日市市のある小学校の校長が、こんなことを言っていたんですね。

不登校ぎみの生徒がいて、スクールカウンセラーも申し込んだと。四日市市は、県が配置した倍のスクールカウンセラー、SCを配置していますが、1か月ぐらい待ちだったんです。でも、SCを配置して相談に当たっていたと、そうしたら、不登校ぎみから不登校になってしまって、校長なんですけ

れども、SCは外に出られないという認識をしております、迷っていた、悩んでいたところで、SSW、スクールソーシャルワーカーの紹介を受けて、今度はSSWと担任の先生が、おうちのほうまで、迎えに上がりますと、家庭訪問するということになりました。SSWの話題が上がって、もう十数年たっているんですけども、校長がその必要性を、なかなか活用の仕方を分かっていなかったことに対して、非常にびっくりしましたし、そもそも、教育長にお伺いしたいんですけども、不登校の生徒や親御さんのカウンセリング、相談に乗るのがSC、スクールカウンセラーなんですけれども、制度設計が、前にもちょっと質問させていただきましたけれども、学校に行けない人が不登校の生徒なのに、学校に来て相談してください、学校に来たら相談しますよという制度設計自体おかしいんですけども、これについて教育長はどうお考えでございますか。

〔木平芳定教育長登壇〕

○**教育長（木平芳定）** スクールカウンセラーの制度設計についてということでありまして、スクールカウンセラーについて、各学校への配置時間が一定時間ということもあって、それでカウンセリングが必要な児童・生徒、場合によっては保護者に、時間配分ということもあって、学校に来ていただきながらカウンセリングをさせていただくというのが基本になっていると思います。

それで、今年度は訪問支援型ということで、新たな取組としてさせていただいているということです。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○**44番（津田健児）** スクールカウンセラーは、外に出られないことはないんですね。本当は外に出られないことはないんですけども、小学校の校長もしかり、さっき杉本議員と小島議員に、スクールカウンセラーって、外に出ないといけないのと言ったら、出ていけないと思います。この教育専門家の県議会議員2人もスクールカウンセラーは外に出られないと認識していると、学校の現場の人もみんな思っていると。でも、先ほど言いましたように、不

登校は学校に行けないんだから、やっぱり学校に行けない人に、学校に来たら相談に乗りますよと言うことは、もうちゃんちゃらおかしいので、先ほど、スクールカウンセラーが外に出ていくようにしますということなんですけれども、現場の方々にちゃんと理解してもらおう努力だとか、その予算的なことも、しっかりと充てていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つは、SSWも、SCも、教育長の答弁を聞いていると、三重県はむちゃくちゃ進んでいますよというような答弁、うまい答弁するなというふうに思っていますが、他県と比べると、全然そうではなくて、スクールカウンセラーで言いますと508校。ただ、人口規模の似通っているとちょっと比べると長野県は642校、岐阜県は636校だとか、あるいは熊本県は408校、大体同じぐらいの配置校数なんですけれども、三重県にはちょっとうそがありまして、ほかの県というのは、週に1回、4時間なんですけれども、三重県の場合は、学校数だけまあまあなんですけど、平均なんですけれども、週に1回、1.9時間なんです。だから、それだけ生徒や保護者の方々と面談して、相談していく時間が少ないと。ですので、SCについても、また、SSWにつきましては、これまた、むちゃくちゃ少なくて、三重県は、今年13名というふうに言っていますが、先ほどちょっと、東京都なんかが入っているので、何とも言えないんですが、全国の総数は2377人、これを47都道府県で割ると大体50名ぐらいなんです。平均50名。三重県は13名、SSWについても非常に少ないです。しかも、これもどっかで言ったと思うんですけど、SSWもSCも、小学校、中学校の教員と同じような形で、3分の1補助金、3分の2交付税措置があって、財政に非常に優しい制度なのに、三重県として国に要望しないというのはやっぱり駄目だと思うんですけど、そうなっている理由、要因、なぜ、三重県はSSW、SCがこんなに少ないのかという、その分析をどうされているのか、お聞きしたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 全国的な状況につきましては、例えば、人数とか配置

学校数だけで比較したときには、やっぱり時間数が見えないというところありますので、私もそこは、時間数も学校数も、学校の規模によりますので、そこを注意して見るようにはしております。

それから、全国に比べて少ないんじゃないかということなんですけれども、詳細に、お答えさせていただく分析ということ、ここでは持ち合わせていないんですけれども、これまでもスクールソーシャルワーカーについては、毎年毎年1名ずつですけれども、増やさせていただきながら、それからスクールカウンセラーも昨年度に比べて今年度は時間数で5%以上させていただくということに加えて、緊急対応ということで、どうしても時間数が足りないとか、緊急対応が必要な学校が出てきますので、今年度はそういった工夫を別途させていただいて、対応させていただいています。

今後も、学校での教員と外部人材の適切な配置ということもございますので、その在り方も含めて、しっかり検討したいというふうに思っております。

〔44番 津田健児議員登壇〕

○44番（津田健児） 先ほど中瀬古議員の質問に対して、現場と相談して考えていきますわということで、非常に回答としては心もとない回答だったんですけれども、三重県はSC、SSW、他県に比べて非常に少ないということなんですが、私、以前、文部科学省の職員に聞いたんです。三重県、何でこんなに少ないんですかって言ったら、教育委員会の人は、SC、SSWの重要性って分かっておられると思うんですけれども、先ほど言いましたように、現場の人はあんまり理解されていない、使い方も理解されていないので、そういった周知徹底だとか、そもそも、教育長のやっぱり必要なんだという思いを現場に伝えることが非常に大事なのかなというふうに思っております。

また、延長戦、どこかでしますのでよろしく願いいたしたいと思います。

以上です。（拍手）

○議長（日沖正信） 次に、藤根正典議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。21番 山本里香議員。

〔21番 山本里香議員登壇・拍手〕

○21番（山本里香） 山本里香でございます。藤根正典議員の一般質問につきまして、関連質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

藤根議員から、紀宝町浅里地区の地すべり対策についてということで、画像も用いていただいて、質問がありました。もちろん、道路の状況であるとか、農林被害なんかも、この地すべりでたくさん出ている。今までも出ているし、紀宝町は地すべりの被害が多いところということで、そしてまた、三重県中にたくさん地すべりの被害になりそうなところはあるわけですが、実は、同じ紀宝町で、この9月25日からの大雨、ここ26日の写真、藤根議員からは、道路が傷んでいるのがありましたけれども、家屋被害が発生しております。

県のホームページでは、この家屋被害については、今、記載はされておられませんけれども、浸水3件、紀宝町で、そして、家屋被害、これが土砂崩れ、地すべりが起こって、家が2メートルほど押し出されて、そして、もちろん住めない状況、屋根は載っていますけど、住めない状況であるということで、その家人の方に被害がなかったのは大変よかったわけですが、近所に避難してみえて、身を寄せてみえて、町のほうでは対応していただいて、仮の住まいを用意していただくというふうなことになっております。

ここで伺いたいと思っております。浸水があつたり、土砂崩れ等でのこの家屋被害ですが、再建のための支援として、三重県として何かできることはあるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） この9月25日の大雨による紀宝町内での家屋被害についての支援制度の適用について答弁させていただきます。

災害時の対応に当たりましては、災害対策基本法に基づきまして、市町村が基礎的な地方公共団体として、その地域、あるいは当該市町村の住民の生命、身体、財産、災害から保護するという実施主体となっております。ただし、災害の規模が個人の基本的な生活権と、全体的な社会秩序に影響を与える

程度となった場合には、この災害救助法を適用して、実施主体が都道府県となりまして、国と県が費用を負担することとなっております。

今回の紀宝町での被害は、先ほど議員からもありましたけれども、紀宝町内で全壊が1件と、床上浸水2件、床下浸水1件ということでありますけれども、この災害救助法の適用基準については、災害により市町等の人口に応じた一定数以上の住家の全壊がある場合ということになっておりまして、紀宝町の基準でいきますと、40世帯の全壊という規模が必要ということになっておりまして、今回の災害規模からいきますと、制度の適用は難しいと、できないという状況になっています。

それから、このほかにも、被災者生活再建支援制度、あるいは三重県災害見舞金というのがありますけれども、それもこれに準じた形で基準を定めておりますので、残念ながら今回の規模でありますと適用は難しいという状況になっております。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 去年の一般質問でも、私のほうから、この被災者生活再建支援法であるとか、災害基本法のことについてお伺いして、三重県災害見舞金も含めて、いろいろな手だてができないのかという質問をさせていただきました。そして、また他県の様子も紹介し、改善を求めることをしたわけですけれども、いまだにそのままになっているということの、今、御回答だったと思います。

人口規模に応じて、多く全壊が出れば、国の基準にのっとって、連動して適用ということなんだそうですけど、以前にも申しましたように、1件でも2件でも3件でも100件でも、その1件、1件について見れば、被害に遭ったということ、住めなくなったとかいうことについては同じです。そのところの対応が必要だということで、その当時から申させていただいたわけです。

それで、全国知事会も、この法の基準をもう少し引き下げるとか、それから全体にこれが行き渡るようにというような内容の申入れを政府に対

してしてもらっているというふうに伺っておりますけれども、その後、知事から、国へも申し入れてもらっていますけれども、進捗はありますでしょうか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 被災者生活再建支援制度の拡充に関する国への要望の進捗ということでありまして、ちょうど、私が全国知事会の危機管理防災特別委員会の委員長をやっているときに、この被災者生活再建支援制度をもう少し拡充しようじゃないかと、せめて、半壊のところまではちゃんと行こうじゃないか、あるいは一部の適用があったら、その地域もちゃんと全部適用にするとか、そういうことを申し上げてきたわけでありまして、私が委員長の間は、そのまま特に動きがなかったんですけども、直近、半壊の中で、ちょっと数字とか忘れましたけれども、さらに被害が大きい部分について、拡充する方向で検討していただいているというふうなことを聞いて、あと、今の危機管理防災特別委員長の神奈川県黒岩知事から、前回の知事会で報告があったというふうに認識しております。

〔21番 山本里香議員登壇〕

○21番（山本里香） 全国知事会からも要望され、各自治体からも要望が出ていると思うんですけども、そんな中で、多少進んでいくようなことですが、これ、早くないと被害が起こって、どんどん、来ないほうがいいんですけど、被害は起こってくれば大変なことになります。基本的には、1件であっても、被害が出ていけば、そのところには手だてが何らかの形でできるようにということが必要になってくると思います。そういう点では、なぜ国が数の基準を設けているかという、少なければ、市町や県で何とかできるだろうと。でも、すごくたくさんになってきたら、国も乗り出そうということで、市町とか県が、少なかったら、この規模までならできるだろうという、私は、よく理解して、そういうようなことではないかと思うんですね。これ、このままずっと置きますと、少ないけれども被害はそれぞれにあるところがきちんと再建のための支援が当たらないことになっていきますので、

国にますます支援を求める、法改正を求めるとともに、やっぱり県、そして市町、そこもきちんと連動して一緒になって、何らかの手だてをしていくということで、見舞金規定は、県独自でつくっているわけですので、その見舞金の額についてもいろいろありますけれども、そういうようなところで、何らかの手だて、お見舞い申し上げますと、私たちはよく言葉で言いますが、そういうところにつながっていくように頑張っていたきたいと思います。1件でも被害は被害、2件でも被害は被害、100件でも被害は被害ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

今後につなげます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（日沖正信） お諮りいたします。明10月1日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明10月1日は休会とすることに決定いたしました。

10月2日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時0分散会